

平成 1 0 年 定 例 第 2 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 0 年 6 月 1 1 日

閉 会 平成 1 0 年 6 月 2 2 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成10年第2回
 新得町議会定例会（第1号）
 平成10年6月11日（木曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		町長行政報告
3	報告第4号	平成9年度新得町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について
4	議案第34号	固定資産評価審査委員の選任同意について
5	議案第35号	固定資産評価審査委員の選任同意について
6	議案第36号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第37号	工事請負契約の締結について
8	議案第38号	工事請負契約の締結について
9	議案第39号	工事請負契約の締結について
10	議案第40号	工事請負契約の締結について
11	議案第41号	工事請負契約の締結について
12	意見案第4号	教育予算の増額を求め、義務教育費国庫負担法を改悪することに反対する意見書

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第1号）

町長行政報告

報告第4号 平成9年度新得町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について

議案第34号 固定資産評価審査委員の選任同意について

議案第35号 固定資産評価審査委員の選任同意について

議案第36号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 工事請負契約の締結について

議案第38号 工事請負契約の締結について

議案第39号 工事請負契約の締結について

議案第40号 工事請負契約の締結について

議案第41号 工事請負契約の締結について

意見案第4号 教育予算の増額を求め、義務教育費国庫負担法を改悪することに反対する意見書

○出席議員（19人）

1 番	吉川幸一	君	2 番	菊地康雄	君
3 番	松尾為男	君	4 番	小川弘志	君
5 番	武田武孝	君	6 番	広山麗子	君
7 番	石本洋	君	8 番	能登裕	君
9 番	川見久雄	君	10番	福原信博	君
11番	渡邊雅文	君	12番	藤井幸一	君
13番	千葉正博	君	14番	宗像	君
15番	竹浦隆	君	17番	森清	君
18番	金沢静雄	君	19番	黒沢誠	君
20番	湯浅亮	君			

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄	君
教育委員会委員	長	高久教雄	君
監査委員		吉岡正	君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木政輝	君				
収	入	役	川久保功	君			
総	務	課	長	清水輝男	君		
企	画	調	整	課	長	長尾正	君
税	務	課	長	小森俊雄	君		
住	民	生	活	課	長	西浦茂	君
保	健	福	祉	課	長	佐々木裕二	君
建	設	課	長	村中隆雄	君		
農	林	課	長	齊藤正明	君		
水	道	課	長	常松敏昭	君		
商	工	観	光	課	長	貴戸延之	君
児	童	保	育	課	長	富田秋彦	君
屈	足	支	所	長	高橋昭吾	君	
庶	務	係	長	武田芳秋	君		
財	政	係	長	阿部敏博	君		

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博	君			
学	校	教	育	課	長	秋	山	秀	敏	君
社	会	教	育	課	長	赤	木	英	俊	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	長	尾	直	昭	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	藤	隆	明	君
書			記	桑	野	恒	雄	君

開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました平成10年定例第2回新得町議会を開会いたします。

（宣告 10時03分）

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、15番、竹浦隆君、17番、森 清君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月22日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月22日までの12日間と決しました。

諸般の報告（第1号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） それでは、5月19日、臨時第3回の町議会以後の行政報告を

いたします。

5月19日には、屈足柏町5条の下水道新設工事、以下2件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

3ページにまいりまして、5月27日には、農林水産第1課の会計検査が入りまして受検をいたしております。この後、本日は厚生第2課の会計検査と、6月22日には、農林関係の4局の検査がそれぞれ予定をされております。

4ページに入りまして、5月29日には、第4回目の森に親しむ集いを開催をいたしました。国有林、トムラウシ地域におきまして、約80名の町民のかたがたが参加をして実施をされております。

また、同じ日であります、クラブメッドサホロ夏の村のオープンが行われまして、初めての日本人の村長、和泉登氏が就任をいたしております。

後段にまいりまして、6月2日には、6ページの後段までかけまして、各工事入札を行いました。新得町保健福祉センター建築主体工事、以下11件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。この日をもちまして、全体の発注率が61パーセントとなっております。

6ページの後段であります、6月5日には、北海道横断自動車道中央地区の建設促進期成会の総会並びに促進の陳情要請をいたしております。その際に合わせて畜産試験場の再編整備にかかる地元企業、商店の活用に対するお礼と合わせて、今後、更なる活用の要請をいたしております。

また、重度身体障害者の療護施設の建設についても要請を行ってまいりました。後ほどの議員協議会の中で内容につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

7ページであります。6月8日には、新得営林署の存続問題につきまして、帯広営林支局ほか要請をいたしております。

引き続き6月9日には、林野庁並びに関係国会議員に対しまして、それぞれ要請をしてきたところであります。国有林野の組織の再編につきましては、既に議員の皆様がたには、ご承知の事項でありますけれども、約4兆円に上る国有林野の債務処理問題の改善のために、大幅な合理化が行われるわけでありまして、要員の合理化としては1万5千人を5千人体制にすると。合わせて組織体制を抜本的に見直すというのが今回の組織再編であります。道内におきましては、現在、64の営林署があるわけでありまして、それを13の森林管理所に合理化をいたします。

そのことに伴いまして、十勝は1か所の森林管理所しか残れないという状況になります。それを補完する意味の支所は、これは全国で14か所の流域に1か所残すと言われております。そうしてこの新体制は、平成16年の3月までに順次移行していくということでありまして、極めて厳しい合理化であります。私どもといたしましても、情勢はまことに厳しく予断を許さない状況というふうに思っております。

今後とも情報の収集に努め、必要な対応をしていきたいというふうに考えているところであります。以上であります。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 日程第3、報告第4号、地方自治法施行令第150条第3項に基づき、事故繰越しにかかる計算書の報告がありましたのでお手もとに配布してありますが、この報告書に対しご質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） ないようですので、この報告書第4号については、これをもって終結いたします。

日程第4 議案第34号 固定資産評価審査委員の選任同意について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、議案第34号、固定資産評価審査委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第34号、固定資産評価審査委員の選任同意についてご説明申し上げます。

地方税法第423条、第3項の規定により、新得町1条北1丁目8番地、遠藤茂氏を固定資産評価審査委員に選任したいので議会の同意をお願い申し上げます。

遠藤茂氏は昭和6年12月生まれの66歳で、平成7年6月の26日から同委員として選任され、人格、識見とも優れ適任でありますので、引き続き選任いたしたくご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 説明が終わりました。

本件は人事案件につき、質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしというお声がございます。この採決は、無記名投票をもって行います。

議長（湯浅 亮君） 議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

議長（湯浅 亮君） ただいまの出席議員数は19人ですが、議長を除くと18人です。

議長（湯浅 亮君） 立会人を指名いたします。会議規則第32条、第2項の規定により、7番、石本 洋君、8番、能登 裕君、9番、川見久雄君の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、7番、石本 洋君、8番、能登 裕君、9番、川見久雄君を立会人に指名いたします。

議長（湯浅 亮君） 投票用紙を配布いたします。

[事務局長 投票用紙配布]

議長（湯浅 亮君） 投票用紙の配布もれはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 配布もれなしと認めます。

議長(湯浅 亮君) 投票箱を点検いたします。

[事務局長 投票箱点検]

議長(湯浅 亮君) 異状なしと認めます。

議長(湯浅 亮君) 念のため申し上げます。

本案、固定資産評価審査委員の選任同意を可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記載のうえ、1番議員から、職員の点呼に応じ順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は「否」とみなすことになっております。

議長(湯浅 亮君) 点呼を命じます。

[事務局長の点呼により投票]

議長(湯浅 亮君) 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 投票もれなしと認めます。

議長(湯浅 亮君) 投票を終了いたしました。

議長(湯浅 亮君) これから開票を行います。

石本 洋君、能登 裕君、川見久雄君、開票の立会を願います。

[開 票]

議長(湯浅 亮君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票、

そのうち有効投票18票、

有効投票中、賛成18票、

以上のとおりであり賛成が多数であります。

よって本案は同意することに決しました。

議長(湯浅 亮君) 議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

日程第5 議案第35号 固定資産評価審査委員の選任同意について

議長(湯浅 亮君) 日程第5、議案第35号、固定資産評価審査委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役(鈴木政輝君) 議案第35号、固定資産評価審査委員の選任同意についてご説明申し上げます。

地方税法第423条、第3項の規定により、新得町字上佐幌西1線4番地5、野澤静子氏を固定資産評価審査委員に選任したいので議会の同意をお願い申し上げます。

野澤静子氏は、昭和18年2月生まれの55歳であり、佐幌地区で農業に従事されており、地域の信望も厚く、人格、識見とも優れ、固定資産評価審査委員として適任と存じますので選任にご同意をお願い申し上げます。

なお、前任者の伊藤政光氏は、過日、農協組合長に就任をされ同委員について辞職願

いが提出されており、この後任とされるものでありますのでよろしくお願い申し上げます。

[助役 鈴木 政輝 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 説明が終わりました。

本件は人事案件につき、質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしというお声がございます。この採決は、無記名投票をもって行います。

議長（湯浅 亮君） 議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

議長（湯浅 亮君） ただいまの出席議員数は19人ですが、議長を除くと18人です。

議長（湯浅 亮君） 立会人を指名いたします。会議規則第32条、第2項の規定により、10番、福原信博君、11番、渡邊雅文君、12番、藤井友幸君の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、10番、福原信博君、11番、渡邊雅文君、12番、藤井友幸君を立会人に指名いたします。

議長（湯浅 亮君） 投票用紙を配布いたします。

[事務局長 投票用紙配布]

議長（湯浅 亮君） 投票用紙の配布もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 配布もれなしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 投票箱を点検いたします。

[事務局長 投票箱点検]

議長（湯浅 亮君） 異状なしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 念のため申し上げます。

本案、固定資産評価審査委員の選任同意を可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記載のうえ、1番議員から、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は「否」とみなすことになっております。

議長（湯浅 亮君） 点呼を命じます。

[事務局長の点呼により投票]

議長（湯浅 亮君） 投票もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 投票もれなしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 投票を終了いたしました。

議長（湯浅 亮君） これから開票を行います。

福原信博君、渡邊雅文君、藤井友幸君、開票の立会を願います。

[開 票]

議長（湯浅 亮君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票、
そのうち有効投票18票、
有効投票中、賛成17票、
反対 1票、

以上のおりであり賛成が多数であります。

よって本案は同意することに決しました。

議長（湯浅 亮君） 議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

日程第6 議案第36号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第6、議案第36号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。税務課長、小森俊雄君。

[税務課長 小森俊雄君 登壇]

税務課長（小森俊雄君） 議案第36号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

2枚目をお開き願いたいと思います。提案理由ですけれども、平成10年3月31日地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、本条例を一部改正しようとするものであります。

改正内容でございますけれども、第10条の改正は地方税法施行令第56条の89項の改正により、国民健康保険税の4割軽減にかかる世帯主以外の被保険者の軽減額の変更であり、現行の24万円を24万5千円と、5千円を増額するものであります。

参考までに4人家族で計算いたしますと、軽減基準額が105万円が106万5千円となりますが、本町で平成9年度の課税基準で見ますと、1世帯のみがいちおう対象になっております。

平成10年度においても、多くても、2、3件世帯のみが対象になろうかと思われま

す。
次に附則第6項の追加でございますけれども、先の議会で特定中小会社の支援に対する特定中小会社が発行する株式の譲渡損失を、町民税の課税を控除する決定に伴いまして、今回、国民健康保険税においても課税を控除するという特例であります。

次に附則第7項の削除につきましては、平成10年4月15日の臨時第2回の新得町議会において廃止されました超短期所有土地の譲渡にかかる事業所得等の課税の特例の廃止に伴いまして、国民健康保険税条例の特例を廃止するものであります。

附則第6条、附則第7条の関係につきましては、本町におきましては、国保税に対して現段階では該当する者がございません。

次にこの附則でございますけれども、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用すると。ただし附則第7項を削る改正規定は、平成11年4月1日から施行します。

適用区分でございますけれども、改正後の国民健康保険税条例、第10条の規定及び附則第6条の規定は、平成10年度の以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度までは国民健康保険税については従前の例によると。

3番目でございますけれども、前項に定めるものを除き、平成10年までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるとということで、本文を省略させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[税務課長 小森俊雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第36号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第37号 工事請負契約の締結について

議長(湯浅 亮君) 日程第7、議案第37号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、清水輝男君。

[総務課長 清水輝男君 登壇]

総務課長(清水輝男君) 議案第37号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

1、契約の目的、新得町保健福祉センター建築主体工事でございます。

2、契約の方法についてでございますが、2企業体と単独5業者による指名競争入札です。

3、契約の金額につきましては、4億4,782万5千円でございます。

4、契約の相手がたでございますが、植村、古川、田村特定共同企業体、代表者、上川郡新得町1条北1丁目2番地、植村土建株式会社、取締役社長植村高志。同じく構成員といたしまして、上川郡新得町4条南5丁目5番地、古川建設株式会社、代表取締役、古川盛。同じく構成員、上川郡新得町西1条南5丁目1番地、株式会社田村工業、代表取締役、田村記男でございます。

なお、工期につきましては、平成11年6月30日といたしております。

次のページに資料として添付してございますが、資料1につきましては、付近の見取図と配置図でございます。資料2、3につきましては、1階、2階の平面図。資料4につきましては立面図でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[総務課長 清水輝男君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 久しくの大型の公共事業ということで、まず、これ何回目に落札したのかと。それと2企業体の名前。落札にはならなかったのも、その金額、その1個人の企業の同じく金額とをお願いします。

それとですね、この工事にですね、保証といいますか、ただ、よく申している雨漏りをはじめですね、もろもろの物の保証期間を定めているのかと。定めているのなら何年、何年間の期間が有効なのか。それ2点、お願いします。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、清水輝男君。

総務課長（清水輝男君） お答えいたします。何回目で落札かということでございますけど、3回目で落札になりました。落札につきましては、さきほど申し上げました特定企業体が、4億2,650万円、プラス消費税ということでございます。

それから、もう1社の特定企業体につきましては、岩倉、板垣でございます。この企業体につきましては4億2,740万円。

それから単独の業者につきましては、大林組、4億2,700万円。それから三井建設、4億2,800万円。それから鴻池組、4億2,730万円。飛鳥建設、4億2,760万円。銭高組、4億2,770万円となっております。

それから保証期間につきましては、2年間のかし担保ということで付けてございます。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） いまさら、ちょっと無理かもしれませんがね、保証期間というのがちょっと短いと思うんですよ。一般家庭でももう少し長いはずなんですよね。まあ、企業にもよりますけれども。こういうものの工事ですね、2年というのはですね少し短いのではないのかなと。ほぼなにもない期間にたぶん過ぎちゃうと思うんでね、普通は5年とか10年とかとは思いますが、どうなんでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、清水輝男君。

総務課長（清水輝男君） いろいろ、このかし担保1年、契約によっては1年のものもございまして、おおむね、こういう建築物等については、通常どこの自治体、それから、若干、土木工事等も含んだ中においては、だいたい2年というのが通常かと考えておりますので、決してこの期間が短いというふうに私ども感じておりませんし、それぞれ、こういう指名業者につきましては、若干、この保証期間切れてもどうしても業者によるかしについては、それぞれ補修等もしていただいている経過もございまして、ある程度、一定契約期間としては2年が適当かというふうに考えてございます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。
よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第38号 工事請負契約の締結について

議長（湯浅 亮君） 日程第8、議案第38号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、清水輝男君。

〔総務課長 清水輝男君 登壇〕

総務課長（清水輝男君） 議案第38号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

- 1、契約の目的、新得町保健福祉センター機械設備工事でございます。
- 2、契約の方法につきましては、6企業体による指名競争入札でございます。
- 3、契約の金額につきましては、1億5,750万円でございます。
- 4、契約の相手がたでございますけど、一工・森・開建特定共同企業体でございます。

代表者につきましては、札幌市北区北7条西4丁目3番地1、第一工業株式会社札幌支店、取締役支店長、近藤進。同じく構成員といたしまして、帯広市19条北1丁目1番地1号、森設備工業株式会社、代表取締役、森賢伸。同じく構成員といたしまして、上川郡新得町3条南1丁目33番地、開建興業株式会社、代表取締役、深川信雄。

なお、工期につきましては、平成11年6月30日といたしております。同じく次のページに資料等を添付してございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

〔総務課長 清水輝男君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） この、工事契約の締結そのものについては、私は何も申し上げることはないんですが、それに基づくところのですね、この資料、資料が意味をなさんと。これは、この後の電気設備でも同じことが言えるのでございますけれども。これは、私が今から申し上げるまでもなく、地方自治法96条に基づいて定められた我が町の議会の議決にすべき、契約、財産また処分に関する条例というのがあって、それに基づいてこれが提案されているはずだと。

それによるといって、契約の目的、方法、金額、契約の相手がたをここに明示すれば、議案として100パーセントなわけです。で、あえてここに資料として、1、2、3、次の電気においても資料を付けたと。これは恐らく察するに、我々議員が審議をしやすく、しかもそれによって、だいたい工事の内容が理解できると。そういうできるに違いないという、そういう親切心だろうと思うんです。

ところで、これを見て驚くことは、次のあれもそうなんです、議案もそうなんです、これは全く建物の契約の説明の資料と同じものなんです。しかもですね、この資料というのは今まで我々議員として、議員協議会、その他において、再三再四、これと同じ平面図が提示されて説明も受けてきているわけです。そこへですね、更にあえてここにこれを出すと。建物の場合はともかくとしてね、機械及び電気の設備についてね、このしかも、ここ御覧になっていただくと分かりますとおり建物の概要なの。これは建物の概要をね、あえてここに全く同じものを機械にも電気にも付けた。いったいこれはどうい

う認識なのかな。理解に苦しむ。しかも、これは厳密に言えば付けても付けないでもいい資料なんです。そこへあえて付けるちゅうことについては、大きな、やっぱり、提案する側としては深い意味があるだろうと。まず、その意味をお聞きしたい。どういうわけでこれを付けたのか。しかも、電気、機械に対して建物の概要を付けて、いったいどういう説明になるのか。それをまず、お聞きしたい。

それからね、これは恐らく、助役さんも町長さんもハンコ押していると思うんです。これについては。そうでなかったら、議会で提案されないわけですから。そうしたらね、お二人とも忙しくて、全くこの中身、目を通す時間も余裕もないかしらんけどもね、しかし、議会で提案するということになれば、これは非常に重要な案件なわけですよ。で、しかもね、この資料を作って、ここへとじてうんぬんするのに、だいたいこの紙一枚、コストいくらかかっているのですか。僕はね、これはそのままのみにしてね、ここに出すということはね、僕はやっぱりなんというのかな、行政に対する緊迫感ちゅうのが、私、感じられない。なんていうのか、まあまあ出てきたからいいわいという、そんなこと言わんかもしれませんけれどもね。やはり今、こういうきつく厳しくて、しかも、行革とかなんかで盛んに騒がれているときに、多少、紙一枚だろうともさ、これはやっぱり、ささっと目を通せば分かることなんだから、それによってね、やっぱりこれ、付けても付けなくてもいい資料なんで、ましてなんの意味もない資料になっているわけで、その辺をいったいどういうふうに考えておられるのか。まず、次、2つ目ね。

もう一つは、さきほど申しましたように、これは我々に対する、議員に対する親切な心で付けたと思うんです。まあしかしね、ほかの議員さんともかくとして、私がね、この建物概要の図面もらって、それでね、提案されたこの機械装置の内容なんて理解できない。なんとしたってこれ理解できない。少なくともさ、こうやって資料出すのであったら、機械の例えば一覧表でもいいだろうし、まあ次の電気だったらね、何キロワットでどのくらいでもけっこうなんで。まさか、電気の配線図を付けられなんてことは言わんけれども、付けるからにはやはり、そういう的を射たものを付けなかったら、私どもこれ提案されたからって、じゃあ異議ありません賛成です、なんちゅうわけにはいかんなくなってしまうんで、こういう、その全然訳の分からん資料が付いてくると。と、私は思うわけさ。さ、いかがでございましょうか。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、清水輝男君。

総務課長（清水輝男君） お答えいたします。今、金澤議員さんのほうから、いろいろ添付資料の関係についてご指摘あったわけでございますけれども、私ども、今回付けた趣旨といたしましては、それぞれ議案の案件として議決をいただくわけでございまして、若干そういうかたちの中で添付させていただいたということで、ひとつご理解をさせていただきたいと思っております。

同じようなものであれば省略ということでございますので、この辺については、今後、私どもも検討をしていきたい事項かなと考えております。

本来ですと、それぞれ機械、この後にまた提案させていただきます電気の関係についての、それぞれの図面を添付するのが本来の趣旨かと考えてございます。ただ、機械関係につきましては、設計書のあがった段階でいろいろ、私どもこの議会で提案するに当たって内容見たわけでございますけれども、当然、機械が1階から2階につながっていく関係の図面から見ますと、詳細図を入れますと膨大な資料になってございます。それを更に省いた中で添付するのにどのくらいの枚数になるかなということで、ちょっと検

討したわけでございますけれども、機械関係だけで11枚、この、今回、添付しようとしたこの様式的なものが11枚程度になるかと思えます。

それから、後の電気関係でございますけれども、これも、高圧、弱電まで含めると約15枚の資料になるかということ、それだけの膨大な資料を付けるのはどうかと、ちょっと検討したわけですが、ある程度、本体の中で機械、これは、給排水関係、全部入るわけでございますけれども、図面に書き込むことが不可能でございましたので、その辺はそのまま添付させていただいたということで、これについては、ひとつご理解をしていただきたいと思いますし、それから後ほどありました今後に向けての資料の添付につきましては、もう少し概要、細かいもので図面で表せないものについては、文書それからもう少し表等なんかで検討したいというふうに考えておりますので、ひとつ今回についてはご理解を賜りたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） あの、私、当初申しましたようにね、それはおっしゃるとおりなの。機械設備の図面のコピーを付けねなんて、私、言ってない。例えば機械設備だったらね、主要なものがあるはずなんだ。それをね、目録ちゅうかたちで並べたっていいんだよ。10点でも、15点でも主要なもの。そうすればね、ああ、こんなものが付くんだぐらいで理解できるけれども、建物の平面図をここに並べてさ、まあ、これでもってね、この次から考えるからひとつ今回はなんとかこれで認めてくれなんて言われたってね、なんも理解できないでしょう。理解できない。

それから電気、まあ、次になるからあれだけでも。電気はそのとおりよ。なにも私はね、配線図をみんな付けねなんて言っているんでないんだよ。総体的にさ、何キロワットの電気が入るんだぐらい、三相でなんぼ入る、単相でなんぼ入るぐらい、付けるんならばよ、そうでなかったら説明にもなんにもならんでしょうさ。資料にもなんにもならんでしょうさ。どうしてもこいつをね、今後気をつけますから理解してくれと言ったって理解できないんだよ、だいたい。

これ、だからひとつ、提案になるけれども。これはね、法のうえから言ったら付けても付けなくてもいいことなの。だからね、この機械と電気の資料を削除すればいいのよ。撤回すればいいじゃないですか。このまま付けておいて理解してくれと云ったって理解のしようがないじゃない。どうですか。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、清水輝男君。

総務課長（清水輝男君） 今回、機械それからこの後の電気に付けて、この本体の中に設置されるという意味で付けた分も若干ございますけど、今、言われましたようになかなか理解がしにくいということでございますので、今、この場でそれぞれの仕様書の提出というのは不可能かなと思えますので、今後のこういう工事関係の締結については、今、ご指摘ありましたように、不要なものは省くと。それから必要なものについては付けさせていただくということで、ひとつご理解を賜りたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 私も、じゅうぶん精査をしていなかったと、今、反省をいたしております。今後こうした在り方についてはじゅうぶん注意をさせていただきたいと考えております。ご理解を賜りたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 私も全くそのとおりで、金澤議員が先に手を挙げましたから、

こう後になるんですが、本当にわからない。今、それも、終わりましたから、それいいですけどもね。これ、いみじくも課長言いましたけれども、僕もこれ、給排水が入っているのかどうかすらさえ分からなかった。いつもなら、工事に給排水、別にありますから。それすらわからないこれ。ほんとうは質問の中で給排水あるのかどうか聞くつもりだった。

それと、これで終わりますけれども、じゃあ分からないから聞きます。この機械設備工事とは、具体的にどういうものなのか。どういうものが入っているのか。よろしく。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。13工事の細目にわたっておりますけれども。内容的につきましても、機械設備工事につきましても、給水設備、排水設備、給湯設備、衛生器具設備、消火設備、ガス設備、ろ過器設備、機械室設備、給油設備、配管設備、放熱器設備、換気設備、自動制御設備でございます。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） エレベーターなんかはどこに入る。これは建物の中に入るのか、それとも機械に入るのか。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） 建築主体工事に入っております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） この図面を、今、見せていただいておりますね、議員協議会で最終的に提案された内容と微妙に異なっている点があるような気がするんですけども、そのようなことはありませんか。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、佐々木裕二。

保健福祉課長（佐々木裕二君） お答えをいたします。基本的にはですね、変わってはいないかと思っておりますけれども、中庭の件なんですけども、前の議員協議会で説明したときに、中庭のですね、木のすのこということでお話をしましたときに、いろいろご意見をいただきました。

それで、管理上問題があるんでないかと発言ございましたので、石のですねブロック敷き、こういう、あの、ブロックを敷き詰めたような形で石庭のような形にしてですね、土をはずしまして、後、そんな形にいちおう改良させていただいております。

それから、屋根のひさしの部分の雨漏りの関係はですね、指摘あったんですけども、それは問題ないような、雨漏りが落ちないようなことになっております。

それから、トップライトの雨漏りの関係心配されたんですけども、それもですね、いちおう問題がないということで、業者のほうにお願いをしております。

そういうことで、いちおう最終的な議員協議会でお話あった点についてはですね、いちおう直した部分については、中庭の部分ということで、後は整理されているということで考えております。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） これは計画されて幾つかの案の中から、検討委員会の中で選ばれていて、ここまでたどり着いたという経緯があるんですけども。いまさら蒸し返してもしょうがない話かもしれませんが、最初にはですね、アールをたくさん用いたいへん見かけの柔らかい建物であったものですね、最終的に、予算の点もあるでしょうけれども、最終的に上がってきたところからは、一番正面のアールを除いてはだ

いたいはこう直線的なものになってしまった。

それですね、一番気になるのは、正面玄関から入ってホールの中ですね、今回、階段が直線状になってますけれども、確か曲線をもった階段でたいへんいい雰囲気だなと思ってた記憶があるんですけれどもね。そういう部分ですとか、それから喫茶コーナーのアールの取り方もだいぶ単調になったような感じがしてて、微妙に、この最終的に上がってきた図面の中では議員協議会の中で示されたところとは、微妙に変わっているのかな。これも予算の関係かなと思いながら見ていたんですけれども、違ったでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、佐々木裕二。

保健福祉課長（佐々木裕二君） お答えをいたします。階段部分につきましてはですね、当初、円形だったんですけれども、工事屋さんの関係、いろんな、設計上ですね、取り付けの部分、エレベーター部分というのか、狭いとかいろいろございまして、この当時はいちおう直線というふうになってます。

ただこれもですね、いろいろ、円形部分がいいかと思えますんで、その辺もこれから検討したいと言ったらおかしいんですけれども、検討できるものだったら検討していきたいというふうに考えております

なかなか、検討と言ったらおかしいんですけれども、基本的には設計の関係で、当初、若干こう円形だったんですけれども、今回直線になったということでご理解いただきたいと思えます。

それから喫茶コーナーにつきましてはですね、これはカウンター部分ですので、大きな変更ではないかと思ってます。ただ、この、ちょっと大きく見えるんですけれど、円形が、半形が大きく見えますけれども、これは水回りの、ロープ、なんちゅうんですか、床面の材料の部分で、実際のカウンターの喫茶コーナーの小さな半円形部分ですので、そんなに大きな変更でないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。なければ、これをもって終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（湯浅 亮君） ここで暫時休憩をいたします。11時15分までとさせていただきます。

（宣告 11時01分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開をいたします。

（宣告 11時15分）

日程第9 議案第39号 工事請負契約の締結について

議長（湯浅 亮君） 日程第9、議案第39号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、清水輝男君。

[総務課長 清水輝男君 登壇]

総務課長（清水輝男君） さきほど、議案38号の契約の相手がたの構成員の中で、森設備工業株式会社の住所が、帯広市19条になってございますけれども「西」を入れていただきたいと思っております。申し訳ございませんけど、訂正をお願いしたいと思っております。

総務課長（清水輝男君） 議案第39号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

1、契約の目的、新得町保健福祉センター電気設備工事でございます。

2、契約の方法につきましては、1企業体と単独4業者による指名競争入札でございます。

3、契約の金額につきましては、6,594万円でございます。

4、契約の相手がたでございますけど、拓北・金田・マキ特定共同企業体、代表者、帯広市西11条北1丁目22番地5、拓北電業株式会社帯広支店、帯広支店長、竹島重蔵。同じく構成員といたしまして、上川郡新得町屈足緑町3丁目3番地、有限会社金田電業社、代表者、金田幸光。同じく構成員といたしまして、上川郡新得町4条南1丁目5番地、有限会社マキ電気、代表取締役、楨正光でございます。

なお、工期につきましては、平成11年6月30日といたしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[総務課長 清水輝男君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） 図面関係については、金澤大先輩がお話しありましたので、だいたい同じような考え方でございますけれども、次にジョイントの関係でございますが、契約の金額が6,594万円という金額のかたちの中で、新得町内の業者だけでジョイントを組むには、技術的に劣るのか、あるいは資金的に劣るのか、そういったような点でわざわざ帯広から拓北電業が入ったのかなというようなふうに見ちゃうわけなんですけど、この点はどのようになっているんでしょうか。

新得町内のジョイントでは不満だと、不安だと、こういうような考え方でしょうか。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、清水輝男君。

総務課長（清水輝男君） お答えいたします。この企業体を結成しましたのは、やはり今、言いましたように、技術なものもあろうかと思っております。それから、それぞれ電気工事につきましては、本体工事、それから給排水も同じ関係でしようが、工事主任者の発令等がございます。それで、それぞれ地元の企業につきましても、既に工事等発注受けている場合もございますんで、そういう関係等もございまして、企業体の特定企業体

を組まれたという関係になってございます。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） そうというような建物になってきますとですね、建築後の利便性というのが問題になってくるわけなんです、その中でも特にコンセントの位置というのが大切だと。掃除をする場合にもコンセントが必要だし、まあ、その他の器械、器具を使う場合にもコンセントの活用が必要だと。こういったようなことですね、じゅうぶんそのコンセントの位置についてはですね、熟慮をしていただきまして、使いやすいような位置に置いていただきたいと、こういうふうに指摘をいたしまして質問を終わります。

議長（湯浅 亮君） ほかに。8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） これ、ジョイントということなんですが、可能な限り地元でやればいいんですが、まあ、今、答弁ありましたように、そういうことで特定共同体と組んだと。これ、構成比ですね、仕事の内容、金額までかどうかは知らないけれども。まあこれ、構成比、とにかくいくらぐらい、何対何になっているのかよろしく。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、清水輝男君。

総務課長（清水輝男君） 地元の企業、電気、私ども指名業者、これはこの企業体に2社とも入ってございますんで、町内の業者は全部入ってございます。それで拓北、それから金田、マキ、これは50、30、20という構成比率となっております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第40号 工事請負契約の締結について

議長（湯浅 亮君） 日程第10、議案第40号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、清水輝男君。

〔総務課長 清水輝男君 登壇〕

総務課長（清水輝男君） 議案40号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

1、契約の目的であります。公営住宅新築建築工事その1でございまして、場所につきましては西和団地でございます。

2、契約の方法につきましては、町内の4業者によります指名競争入札でございます。

3、契約の金額につきましては、5,113万5千円でございます。

契約の相手がたといたしまして、上川郡新得町本通南3丁目38番地、板垣建設工業株式会社、代表取締役、板垣晋でございます。

なお工期といたしましては平成10年11月30日といたしております。次のページに資料として図面添付してございます。資料1につきましては付近の見取図と配置図でございます。資料2につきましては1階2階の立面図と平面図でございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[総務課長 清水輝男君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 毎年行われている公営住宅なんですが、予定価格の問題なんですが、これももちろん答弁するわけにいかないのも私も承知なんです。ただ予定価格というのは時代とかそういう背景に、いろいろもろもろの事情によりましてね、変更する場面があるんでないかと、変わる場合が、ずっと昔からですねないのかどうか。

と言いますのはですね、ま、これ入札どおりかって言ったらそれまでなんですが、普通、今、なかなか公営住宅の金額、これ去年もほぼ同じ面積で同じ所へ建てましてね、実はだいたい200万円ぐらい安くなっている。200万円ぐらい安くなっている、これ承知だと思います。予定価格が変更でもあったのか、たまたま景気が悪くて仕事が欲しくてこうなったのかですね、その辺どうなんでしょうか。予定価格の変更というのはいり得るんでしょうか。

議長(湯浅 亮君) 総務課長、清水輝男君。

総務課長(清水輝男君) お答えいたします。今、予定価格の変更ということでございますけれども、それぞれその年の単価積算そういうものさせていただきまして、それに基づいてそれぞれ入札に伴った予定価格を設定することになっております。今、ご指摘ありました昨年との比較の中で、若干差があるということでございますけれども、これは昨年建てた所と場所的には西和団地と同じでございますけれども、若干、外構工事ですとかその辺の関係で昨年より若干下がっていると思います。本体的にはそんなに、若干、物価上昇率程度で積算、上がった分だけの積算しておりますけれども、本体工事ではそんなに変わっておりませんけれども、主に下がっている部分については外構工事かというふうに考えております。

議長(湯浅 亮君) 8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 例年、今までの経緯から見ますとね不落とかですね、3回目にぎりぎりに落札されたとかいう状況が続いていましてですね、こんだけこう下がるっていうのはかなり工事予定価格に変更があったのかなと、そういうものが漏れたんじゃないのかなという気もしたんですが、今まですんなりいっているのならいいんですが不落だとか3回目ぎりぎりっていう状況が続いてましたから、さてどうなんでしょうか。

議長(湯浅 亮君) 総務課長、清水輝男君。

総務課長(清水輝男君) それぞれ、企業の企業努力も多々あるかと思いますし、それから、今、言いましたように金額的に200万円程度というものもございましたけれども、昨年新たに西和団地の中で一部作ったところについては街灯工事ですとかそういうもの別途ありましたんで、その辺が今回外れておりますんで、その辺の違いで差はあるかと思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

議長(湯浅 亮君) 7番、石本 洋君。

7番(石本 洋君) この2階建ての公営住宅については、過去においてもちょっとお話ししたこともあるわけなんですけど、どうも訪ねていく場合にですね、どこにこう住

んでおられるか分からないわけなんです。だから中にいちいち戸を開けて入って表札を見て確認すると、こういうかたちなんです。ですから、この正面玄関の所にですね1階と2階にこう分けて2段ずつですね、名前を表示できるような施設をですね設けていただければですね、ちよろちよろ入っていったって間違っただって出して来るといのかたちがなくなるわけですよ。

私たちも時々、やはり相談を受けてお伺いをしたりなんかすることもあるわけなんです。そういうときにどうもたまに行くとは分からないわけなんです。同じ格好しているから。そういうわけでね、年取ったせいかなと思わせないでいただきたいと思うわけですね。そういうわけでひとつよろしく。どうですがこの関係については。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） その件につきましてはですね、やはり1棟4戸で建設するわけございまして、プライベートなこともあるものですから、そういったことを嫌う入居者もいると思いますので、その辺ですね入居されたときに必ず説明会を開きますので、そういったことが4人のかたがですね、よろしいよってことであればですね、玄関のガラス戸なり玄関の外から見えるようなかたちでですね、設置をできると思いますので、その辺ご理解願いたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） プライベートっておっしゃるんですけども、設備をすることだけでプライベートを侵害することはないと思うんですね。ですからそういう設備をしておいて名前出たくない人はそこに名札を入れなければいいわけなんで、お客さんに対して不便をかけないようにする。そこに住んでいる人たちがですよ、そういうような意欲を持っていればちゃんと入れてくれるわけですから、そこでプライベートって、今、盛んに言われますけれども、ちょっと別の問題でないかなと思うんで、ぜひ設置をしていただきたいと思うんですね。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） これ同じ団地の中ということで、当然デザインも同じでしょうし、建て方もほとんど同じだとは思いますが、建物としての構造かどうかいままで建てた中ではですね、特に老人が下に入る場合が多いわけですが、若い人たちが2階に入ってたいへん音がうるさいって苦情が結構多いわけ。そのような声、相当に担当課のほうには聞こえていると思うんですけども、どんな改善の仕方をしていっているのか、特に1階と2階との騒音の問題、そのほかにですね、同じ建て方の中でどのような改善がなされながら年度ごとに新しい住宅になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） 今ご指摘のように1階が高齢者のかた2階が若いかたということで、年齢、年代的にも生活時間も変わるということで、そういったこともあるわけですが、特にですね私どものほうにですね2階の騒音が激しくてどうにもならないという苦情は特には来てないわけございまして、いずれにいたしましてもそういったことは生活時間が違うものですから入居説明会等でですね、やはり1階と2階のそういうなんというんですか住まい方というんですか、そういったことはじゅうぶん注意していただくというかたちでしておりますし、そして構造的にもコンクリートの床でですね、騒音が通りにくいような構造にはなっているわけございまして、やはりそれでも

どうしても聞こえてくるってことは、ちょっと全く聞こえなくなることは無理だと思います。

それで公営住宅の毎年の改善でございますけれど、デザイン的なものにつきましては一括で設計してございます。そういったことで団地ごとに設計してございますので特に変更はございませんけれど、さきほどのご質問でございましたように、やはり公営住宅でございますので、あまり余計なものと言いますか、華美なもの設備的なものについては構造上必要な、構造上ですねなんといいますか問題のないものにつきましては工事費を下げるかたちですね、上級機関の十勝支庁のほうですとか道からの指導もございまして、私どもですね各団地にまいりまして、こういうものがどうかということでもチェックいたしまして、何点か変更してございまして、そういったことも昨年から工事費が下がっているということでご理解願いたいと思います。

議長（湯浅 亮君） ほかに。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第41号 工事請負契約の締結について

議長（湯浅 亮君） 日程第11、議案第41号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、清水輝男君。

〔総務課長 清水輝男君 登壇〕

総務課長（清水輝男君） 議案41号、工事請負契約の締結についてご説明いたします。

1、契約の目的でございますが、公営住宅新築建築工事その2であります。場所につきましては西和団地でございます。

2、契約の方法につきましては、町内4業者によります指名競争入札でございます。

3、契約の金額につきましては5,092万5千円でございます。

4、契約の相手がたにつきましては、上川郡新得町西1条南5丁目1番地、株式会社田村工業、代表取締役、田村記男でございます。

なお、工期につきましては、平成10年11月30日といたしております。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

〔総務課長 清水輝男君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） 今回出されている公営住宅の建築工事はだいたい新得地区でございます。そこで直接的には関係ないのかもしれませんが、屈足の東進団地そろそろ皆退去してる人は退去していると、移転する人は移転しているといったようなかたちで進

んでいるわけなんです、あそこの公営住宅の新築契約はどういうふうに今、進行して
ましようか。

議長（湯浅 亮君） 建設課長、村中隆雄君。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。当初予算でございまして、当初予算に
おきまして、東進団地も含めて空き家に、建て替え計画に基づきます空き家の取り壊し
を予算計上してございまして、屈足の東進団地につきましては、平成10年度におきま
して実施設計を実施してございまして、平成11年に向けて建設計画というんですか国
のほうに予算要望してございます。

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第41号を採決いたし
ます。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第12 意見案第4号 教育予算の増額を求め、義務教育費国庫負担
法を改悪することに反対する意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第12 意見案第4号 教育予算の増額を求め、義務教育
費国庫負担法を改悪することに反対する意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます

よって意見案第4号は、文教福祉常任委員会に付託し審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

休 会 の 議 決

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議案調査のため、6月12日から6月17日までの6日間、休会することにいたした
いと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます

よって、6月12日から6月17日までの6日間、休会することに決しました。

散会の宣告

議長（湯浅 亮君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

（宣告 11時38分）

第 2 日

平成10年第2回
 新得町議会定例会（第2号）
 平成10年6月18日（木曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		一 般 質 問

会議に付した事件
 一 般 質 問

○出席議員（19人）

1 番 吉 川 幸 一 君	2 番 菊 地 康 雄 君
3 番 松 尾 為 男 君	4 番 小 川 弘 志 君
5 番 武 田 武 孝 君	6 番 広 山 麗 子 君
7 番 石 本 洋 君	8 番 能 登 裕 君
9 番 川 見 久 雄 君	10 番 福 原 信 博 君
11 番 渡 邊 雅 文 君	12 番 藤 井 友 幸 君
13 番 千 葉 正 博 君	14 番 宗 像 一 君
15 番 竹 浦 隆 君	17 番 森 清 君
18 番 金 沢 静 雄 君	19 番 黒 沢 誠 君
20 番 湯 浅 亮 君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄 君	
教育委員会委員	長	高 久 教 雄 君	
監 査 委 員		吉 岡 正 君	

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴 木 政 輝 君	
収 入	役	川 久 保 功 君	
総 務 課	長	清 水 輝 男 君	

企 画 調 整 課	長	長	尾	正	君
税 務 課	長	小	森	俊	君
住 民 生 活 課	長	西	浦	茂	君
保 健 福 祉 課	長	佐	々	木	君
建 設 課	長	村	中	隆	君
農 林 課	長	齊	藤	正	君
水 道 課	長	常	松	敏	君
商 工 観 光 課	長	貴	戸	延	君
児 童 保 育 課	長	富	田	秋	君
屈 足 支 所	長	高	橋	昭	君
庶 務 係	長	武	田	芳	君
財 政 係	長	阿	部	敏	君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育	長	阿	部	靖	博	君
学 校 教 育 課	長	秋	山	秀	敏	君
社 会 教 育 課	長	赤	木	英	俊	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	長	尾	直	昭	君
---------	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	佐	藤	隆	明	君
書 記	桑	野	恒	雄	君

開 議 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 本日は全員の出席であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

（宣告 10時01分）

日程第1 一般質問

議長（湯浅 亮君） 一般質問を行います。一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

〔7番 石 本 洋 君 登壇〕

7番（石本 洋君）

1. 叙勲について

1点だけ質問させていただきます。

毎年4月と11月に各界各層の功績者に対し叙勲が行われております。叙勲についてはいろいろな考え方がありますが、功績者の顕彰ということで、素直に考えたいと存じます。

本町内にもそれなりの功績をもち、現に活動し、あるいは悠々自適の生活を送っているかたが何人かおられます。叙勲は生きているときに行われてこそ価値があります。意義があります。

叙勲については町長はどのように考えておられますか。候補者の選定は常々配慮されているのでしょうか。選定はどのように行われておりますか。以上について、お伺いいたします。

〔7番 石 本 洋 君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉 藤 敏 雄 君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

勲章制度の起源は、明治4年に創設をされまして、今日まで功績のあった多くのかたがたが授与されてきているところであります。その後、現在の制度に改正されまして、昭和38年7月、閣議決定に基づき、生存者に対する叙勲といたしまして昭和39年4月29日に、その第1回が発令されたのに始まりまして、以来毎年2回、春は4月29日、秋は11月3日にそれぞれ発令されているところであります。

ご質問の生存中に受けることに意義があるとのことでありますが、推薦基準といたしまして、年齢基準は原則的に70歳以上とされております。また、88歳になられたかたにつきましては、高齢者叙勲の制度も運用されているところであります。特例といた

しまして、55歳以上で叙勲される場合もあります。これは、昭和41年春以降にこの制度が制定されたものでありまして、危険な職域や、また人目につきにくい分野での長年業務に従事し、国家または公共に対して功績のあったかたに対し、いわば晴耕雨読の生活を送っている場合に、70歳をまたず少しでも早く叙勲の道を開こうという趣旨から、この特例が定められたものであります。栄典を授与するには年齢、その功績に対する勤続年数や人柄等に一定の基準が定められておりまして同時に、反面、不適当な者としての取り扱い基準も定められているところであります。これが厳格に運用されるルールとなっております。

町としましても、各省庁により取り扱い基準が異なっておりますので、それぞれの担当課で有資格候補者台帳の整理をいたしているところであります。また、選定に当たりましては、春の叙勲の場合は前年の8月、秋の叙勲につきましては当該年の2月に上申時期となっておりますので、各課で候補者台帳から優先順位をつけ内部協議を行っているところであります。

叙勲につきましては、町といたしましても、生前中に授与されることが本人の名誉であると同時に、町としても荣誉なことであると考えておりまして、国や公共に対し功績のあった有資格者を見逃すことなく、幅広く候補者を発掘するように努めておりますので、ご理解を賜りたいと考えております。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 7番、石本 洋君。

7番(石本 洋君) たいへん懇切丁寧に説明をいただいたわけなんですけど、最後に幅広くというお話がありました。先日、町の広報にもありましたが、特別な地位にある人だけが対象でなくて、普段気の付かない地味な仕事をやっている人たちも採り上げると、こういうようなことでありますが、この幅広くの中に当然入っているかなと思うんですが、このこと自体いかがでしょうか。

それからですね、候補者の履歴などの中にですね、やはり過去において勲8等とか勲7等とかそういったものを受けているかたがですね、多少、ほかの分野で期間的に短くてもそういうものは考慮される道はないのかどうか、お伺いしておきたいと思う。

議長(湯浅 亮君) 町長、齊藤敏雄君

町長(齊藤敏雄君) お答えをいたします。私どものほうで有資格者として押さえております候補者は、町の関係で22名、教育関係で23名、合わせて45名のかたがたがそれぞれ叙勲の対象になり得る資格を有しております。私どもも1人でも多くのかたが生存中に叙勲できるようにいろいろな働きかけもいたしているわけですが、全体的な叙勲の枠の関係といいましようか、したがってなかなか順番が回ってこないというあい路も実は抱えているわけでありまして。

しかしながら、ただいま申し上げたように多くの潜在叙勲該当者がいらっしやいますので、少しでも早く生存者叙勲ができるような努力も、今後とも続けていきたいと考えております。

それから過去に叙勲を受けた人が、その後の功績加算により上位等級の叙勲の該当にならないかという趣旨のお話であったかと思いますが、これらにつきましてもそういう事例が生じた場合については、じゅうぶん配慮していきたいと考えております。

ただ一般論として申し上げますと、叙勲を申達する場合は現職でご活躍中のかたについては、原則としてですね申達をしないわけでありまして。その人の功績がいちおう終わ

った時点です、少しでも上位等級の叙勲が受けれるように、そういうやり方をいたしておりますので、したがって途中から功績が加算されるケースってというのは、私まれでないのかと思っております。また町内の全体を見てみた場合に、その人が生涯をかけていろいろなお仕事をやられて、全体としてはですねじゅうぶん叙勲の対象となり得る功績を持たれているかたも実はいらっしゃるわけです。

しかし、一定の年限の基準がございまして、どっかの分野でその年限の基準を満たさない限りはですね、いろいろな功績がトータルをしてじゅうぶんな叙勲の該当者としてふさわしい人がいらっしゃるとしてもですね、実はこのどこにもかからないというふうな叙勲の制度上の問題もございまして、必ずしもこう広く皆さんがたに見ていただいて、あの人であればと思われてもですね、例えばそういうふうなケースもあるということもご報告をしておきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） 今のお話でいきますと、いろんな分野でご活躍をされても、その分野での年限が満たない場合にはだめだということですね。総合的に考えると皆さんだれもが納得するわけなんでしょう。そういうことというのは改善の具申というのはいかないんですか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） これは、国としての最高の栄典として法律に基づいて定められている事項でありまして、これは簡単に変更されるということはなかなか難しい面はあろうかと思っております。しかし私ども、実際に栄典事務を運用する上においてですね、ただいま後段のほうで申し上げた部分については、やっぱり矛盾として私ども押えておりますので、今後の課題として支庁なり道を通じて意見反映をしていくということは、やぶさかでないと考えております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

[8 番 能 登 裕 君 登 壇]

8番（能登 裕君）

1. 教職員の倫理規定について

私は、教職員の倫理規定についてお伺いいたします。

本年5月11日、道教育委員会は道立学校の職員を対象に倫理綱領を制定し即日施行いたしました。外部との接触で禁止する事項として、1 接待、2 パーティーを含む会食、3 旅行スポーツを含む遊技、4 転任などに伴うせん別、5 中元歳暮などの贈答品、6 講演寄稿などの謝礼、7 金銭商品券などの贈与、8 債務の負担、9 無償の役務提供、10 不動産物品などの贈与や無償貸与の10項目のほか、一切の利益や便宜の供与を受けることを禁止した内容のものであります。

これは、関係業者、他の官公庁でなく、PTAを含む教育関係団体や父母など個人に対しても適用されるものであります。また違反に対する措置としては、懲戒処分訓戒等を含む必要な措置を講ずるものとなっております。このようなこまごまと決めた服務規定は初めてですが、道教育委員会では当然の内容であるとしております。

しかし、この当然の内容が守られているのか、私は疑問に感じるのであります。例え

ば、町内の教育関係団体からの予算の支出、会則の内容においても違反ととらえられても仕方がないものも見受けられるのであります。住民の意識にもかなりの認識の違いが見受けられます。このような現実に対して町はどのように改善していくのかお伺いいたします。

また、同じ教育に携わる小中学校の教職員に対しての倫理規定はどうなるのか、小中学校の教職員は住民とのかかわりが密接であり、へき地に行けば行くほどより密接であります。

しかし高校の教職員と、小中学校の教職員に対して倫理観が違うということも不思議な話であり、あってはならないことであります。道教育委員会は同じ教育に携わる地方公務員なので、各市町村の教育委員会が綱領の趣旨を理解し、適切に対処するよう連絡を密にする方針であります。この当然の内容の倫理規定を、町の教育委員会として教職員や住民に対してどのような指導をし啓もうしてゆくのか、教育委員長の見解をお伺いします。

[8 番 能 登 裕 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 教育委員長、高久教雄君。

[教育委員長 高久教雄君 登壇]

教育委員長（高久教雄君） 能登議員のご質問にお答えをしたいと思います。

北海道教育委員会職員倫理綱領につきましては、昨年4月に制定をされた道職員の公務員倫理に関する条例の制定を受けて、今年5月11日に制定をされ、即刻施行されたものでございます。対象はですね道教委事務局職員と道立学校職員となっており、市町村立学校職員は除外をされております。

ご質問の1点目の、道立学校の関係団体などに対する指導についてでございますが、ただいま能登議員のご質問のとおり、道立学校につきましては道教委の所管でございますので、教育委員会として直接指導する立場にはございませんが、町とかかわりのある部分につきましては、倫理綱領の趣旨が守られるように指導してまいりたいと思っております。

2点目の小中学校教職員に対する指導についてでございますが、道立、市町村立を問わず、同じ教育に携わる地方公務員として、公務員倫理を守ることは必要なことだと考えております。教職員は人事により広く異動いたしますので、5月の管内教育長会議において話し合いを持ったところございますが、現段階でのルール化については難しいと思われま。

しかし、倫理綱領は公務員として当然守らなければならない内容でございますので、小中学校教職員にも制定の趣旨が浸透するよう努めておるところでございます。この点につきましてですね、さきほど能登議員さんからご指摘がございましたけれども、道教委といたしましても常識的なことをルール化したと言われておりまして、私どもといたしましてもですね、今後、道教委の趣旨に添ってですね、できるだけその趣旨をですね現場にいろいろなかたちで浸透努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願いを申し上げます。

[教育委員長 高久教雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 答弁としては当然の答弁でございますが、なにもそれに異議を唱えるわけありませんが、これはやっぱり非常に難しいんですね、言ってることは

あたりまえなんです、実はこれを守ることはというのは非常に難しい。それはなぜか、これは今までもですねいみじくも言われましたけれども、あたりまえのことばかりなんだと、目新しいことはなにもない。ということは以前からでも指導してたと思うんですよ。急に変わったというわけでなくてね、だのになかなか守れない。守れないっていうよりも意識が薄いと思うんです。住民側もですね、これはいいことをやっている、なにも間違えたことをやっていない。

それは確かにそうだと思うんです。これは確かに高校の問題はですね、さきほど申しましたように確かに道教委の問題ですから、それはもう強力に守ってもらわないと困るんですが、町の町内に関係する団体というのは住民が構成してるわけですから、例えば高校であれば振興会とかPTAとか、はっきり会則にどう解釈してもこれはこの綱領に反しているなという部分が、これは見受けられるわけですから、そういう関係団体にはですねもちろん指導するとおっしゃいましたから指導してもらえばけっこうなんです、先に言いましたが、悪いと思ってやっているわけでないですよ。いいことだと思ってやっていることに、これ難しいところがあるんですね。

だから単に指導しますではなくですね、教職員もこれはですね、ほんとうに確固とした、き然とした対応が必要になってくると思うんです。住民はいいことしたと思ってるけども、教職員のほうがですね、いやこれは違うよと言ってもらわなかったら恐らく住民意識としてはいいことをやっているとしたかこれ思わない。これは現実だと思うんですよ。だから今までそれできてですね解決しなかった、全然教育界というものは改善されなかった、取り残されてきた。そういう意味に関しては、住民意識を高めるしかないわけですよ意識を。だから高校においてはですね教育委員さんの中にはPTAの副会長さんもおられることだし、恐らく総会や、理事総会開くのか定期総会まで待つのか知りませんが、恐らく改善してもらえと思うんですがね、中に明記されておりますからね、教師に対する手当とかね、それはもう改善してもらいたいと思います。

それと、中学の問題ですね、小中学校義務教育の問題。これはですね高校がそこまでやって、中学がそこまでやれるかって、これは相当な強力な指導がないと僕はやれないと思うんです。端的に申しますと、同じような規則を作らなかったら、もしかしたらやれないかもしれない。でも規則は今のところ難しいとそういうことですから。へき地なんか行きますとね、せん別が乱れ飛ぶわけですから、強制でないけども現実的にはどうしようもなく払ってしまう。引っ越しの手伝いのとき無償で行くんですよ、これは対外的なものありますから、よその町村から来るってものがありますから、なかなか難しい面もあるんですから。でもよくよく考えると不思議なんでよね、一般住民がですねそういうことがあっても一切やらないわけであって、これどう考えても不思議なことだったわけですが。

それと一つに問題点はですね、PTA活動にも問題点があると思うんです。PTA活動というのはですね、教育のことを地域でいっしょに考えたりいろいろなこと考えるのが本来のPTA活動なんです、そういうことがPTA活動だと、もうだんだんだんだん思ってしまっているわけなんです、本来のPTA活動忘れてしまってますね、そういうことをすることがPTA活動だと。だから早くこれはね、強力な指導をしましてね、少しでもなくして本来の教育のことを考えるPTA活動、住民活動にしていかなかったら接待なんです。接待なんです。子どもに対してですね、なにか評価できる立場、教員というのはですよ。もっと言えばその子の評価で変わるかもしれない。その先生の

評価ですね、その子が変わるかもしれない。こう、権力までいったら言い過ぎかもしれませんが、持つべき立場の人なんですね。そういう人にですよ、そういう人にだけは手厚く住民がですね、父母住民がですねなんかをやるというのはですね、ときどきほかの議員さんも言われますけれども、強い人にはなんでもかんでもすると、弱い人には知らないよと、教育現場ではそれが現実に行われてるわけですから、子どもは目の前で間近で見ているわけなんですよ。なにか力ある人にはしますよと、そうでない人は知りませんよと。次、教育の場でですね弱い者はいじめるなとそういうわけですから、実際、大人たちがそういうのをやっぱり監視をしていく必要があると思うんです。今がチャンスなんです。僕はだからね、今までのことが悪いとは言いませんがね、今後、強力に進めていかなかったら、監視は今がチャンスです。できないと思います。ただ指導していくというだけではなくて、強力に強力に押し進める。例えば、公職選挙法でもそうですよ。がらっと変わればそれはそれなりに守るわけですから、新生活運動も含めてそうなんです。守ろうと努力をするわけなんですよ。ただ、今まで声を掛けなかったし、特別扱いをしてたっていう部分があったと思うんです。だから今までのような指導ではだめだと、より強力にしてほしいということなんです。もう1回。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） お答え申し上げます。私どもの認識といたしましても、今ご質問いただいた能登議員さんと同じ気持ちでございます。やはり意識改革的なことの一番大きな問題でありましょうし、また、組織的なかわりもそこにあるというようなことでございます。なかなか現実問題として、こう複雑になっているなというふうに考えております。

しかし、こういう倫理基準と言いますか出来たわけでありますから、もう一度、今までのいろんな習慣的なことになってる部分もですね、この機会に見直していただくと、そういう機会にすべきだなと思っております。指導の部分では強力にというようなお話もあるわけでございますけれども、いろいろな機会を通じてその浸透を図ることが大事だなと思っております。学校におきましても、それぞれの地域事情等もあると思いますので、そういった部分の中ででもですね、それぞれまた考えていただくというようなことに、そういう機会にもしていきたいなと考えているところでもありまして、最終的には個人的な部分との兼ね合いもあってですね、なかなか難しい部分もあるかと思っておりますけれども、できるだけ浸透徹底されるようにですね、私のところのほうでもいろいろな機会を通じて、また指導をしてまいりたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 12番、藤井友幸君。

[12番 藤井友幸君 登壇]

12番（藤井友幸君）

1．共通商品券の利用促進について

私は次の1点についてご質問いたします。質問事項であります。共通商品券の利用促進についてであります。商工業の振興の一つとして商品券の発行が計画されているところであります。その利用を高める必要があると思っております。

昨年、商工会が実施いたしました町おこし推進事業の町民アンケートの結果で見ますと、約全体の50パーセント以上の購買力が町外に流れている状況であります。町内での購買力を高めるためには、商工会等組織はもとよりそれぞれの店が消費者に購入してもらうための時代感覚の研究と、営業努力が一層望まれるところであります。一方、消費者側も町内でできるだけ買い物をしていただくという必要があると思います。また商工業の衰退は町そのものの魅力が薄れ、過疎化に一層の拍車がかかるかと心配するわけです。このような状況を考えますと、愛町購買運動を進める上で、共通商品券の利用促進を図る必要があると思います。町としても積極的に利用していくことが必要だと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

[12番 藤井友幸君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

町内の商店を取り巻く環境は、帯広を中心とした大型店や安売り店への購買力の流出などにより、たいへん厳しい経営を余儀なくされているのが現状であります。町全体の潜在購買力は、平成8年度ベースで47億8,400万円余りと推計されておりますが、ただいまもご指摘ありました、昨年の商工会が実施いたしました地域小売商業振興推進事業の購買行動調査におきまして、購買力の町外流出が50.5パーセント、額にいたしまして24億1,700万円になっていることが明らかになっておりました。

町民の生活を支える商業を振興し、商店街の活性化を図ることは、経営者の自助努力を求めながらも、町として各種事業等の支援をはじめ、愛町購買運動を積極的に展開してきたところであります。

本年度は、商工会におきまして、ただいまお話の共通商品券発行事業が取り進められておきまして、町といたしましても当初予算におきまして、その準備費用の補助金を計上いたしましたところであります。この商品券発行事業は8月から実施の予定とお伺いしております。商店での支払いあるいは飲食代の支払いなどを、商工会加盟全店において利用できるものでありますので、購買力の町外流出を少しでも抑える効果が期待されるところであります。

しかしながら、商品券は消費者に利用していただくことが大前提でありますので、多様化する消費者ニーズにどうこたえていくのか、どのようにしたら喜んでもらえる商品券になるのか、事業主体である商工会、またその会員の皆さん自ら研究工夫を重ね、愛町購買運動を真剣に取り組んでいただくことが、大切なことと考えているところであります。そうした立場に立って、町として積極的に利用をとのことでありますが、町が行う表彰制度に伴う副賞や、商品券がなじむ支出金につきましては可能な限り利用していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 12番、藤井友幸君。

12番(藤井友幸君) 今お答えいただきましたけれども、なじむものということでございますけれども、私はですね、一部敬老金が現在支給されているわけでございますけれども、これは額にいたしまして2万円でございます。その2万円の一部をですね、商品券として出せないものか、これには高齢者のかたにもですね、愛町購買に協力をいただくという意味を含めましてですね、できるのかお伺いしたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいまもご答弁申し上げたかと思いますが、そうした意味で全体的なですね、支出の中身にかかわってその商品券の利用というか、活用がどう進められるかというものを、全体として取り組んでみたいと考えております。

ただ、ただいま具体的にお話のありました敬老金の問題であります。ちょうど敬老金につきましては、ご承知のように75歳から80歳まで段階的に、今、見直しをかけている中でもありまして、そういうふうな特定のものを断定的に考えるのではなくて、全体としてどういう取り組みができるか、そしてせっかく商工会並びに商店街の皆さんがたがこれを積極的にアピールをして、商店街振興に結びつけたいという意気込みでありますので、町の立場としても最大限それにこたえられるような、全体の中から検討していきたいとこのように考えております。

議長（湯浅 亮君） 14番、宗像 一君。

[14番 宗 像 一 君 登壇]

14番（宗像 一君）

1. 学校週5日制導入によつての経過と、心の教育の取り組みについて
私は、標題の件について2点ほど質問させていただきたいと思ひます。

7年の6月の定例議会で学校週5日制導入に対して、本町の取り組みについて質問させていただきました。それから3年経過しまして、最近の低年齢化の凶悪犯罪に文部省も早急な取り組みをされており、道徳教育、家庭教育のしつけと、また対話の大切さが議論されている今日でございます。学校週5日制は、本来子どもたちが主体的に使うことができる時間の確保、またゆとりある生活を過ごすため、家庭や地域における時間の比重を高めるということを目的に導入をされているわけでございますが、実際には今、日曜日の延長となっております。それぞれの企業も週休2日制がそれぞれ実現されている今日になりまして、親自身、子どもといっしょに過ごす時間をどうすればよいのかと、5日制の趣旨がじゅうぶん理解されていないんでなかろうかと思ひれます。

当時の私の質問に、本町の5日制導入に当たつてその取り組みのご回答をいただきまして、実行をされているところでございますが、その成果と参加率はどのようなかたちであるかということ、1点目お伺ひいたします。

次に、道徳教育、心の教育であります。このことについては先輩諸議員からも、ときおり質問をされておりまして、私も強く感じているところでございます。今、中央教育審議会でも6月をめどに答申されると思ひれる中で、1点目として子どもの心の成長を巡る状況と、今後、重視すべき心の教育の視点と、2点目には幼児期からの発達段階を踏まえた心の教育の在り方、3点目には家庭、地域社会、学校、関係機関が連携協力して取り組む、その心の教育の在り方ということが審議されております。

先日、町村文部大臣のあいさつをちょっと聞いたことがあるんですが、心の教育というものが非常に大切とされていると申してございました。子どもの心の問題は、反面大人の心の問題でもあり幅広い観点から心の教育の在り方を見直しし、社会全体が一体となって適切な取り組みを進めてゆくことが大切な課題であると思ひます。

そこで、本町の心の教育の在り方、取り組みについてお伺ひしたいと思ひます。よろ

しくお願いいたします。

[14番 宗 像 一 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 教育委員長、高久教雄君。

[教育委員長 高久教雄君 登壇]

教育委員長（高久教雄君） 宗像議員のご質問にお答えいたします。

学校週5日制は平成7年4月から第2、第4土曜日を休日として導入され、現在に至っておるわけでございます。

教育委員会としては、さまざまな経験や体験ができるように援助、指導してきたところでございます。町民大学におきましては、親子を対象とした講座、トランポリン・フィッシング・ホーストレッキング・卓球・スケート・スキーの6講座を開講し、また水泳協会のご協力により親子水泳教室を実施いたして、皆さんに楽しんでいただいております。

子ども会での活動については、子ども会育成連絡協議会で、スポーツ少年団活動については、少年団本部の組織の中でそれぞれご指導をいただいております。

また、スポーツ少年団の遠征試合の参加経費につきましては、平成9年度に引き上げし1団体に3万円に改善をしております。

施設の整備につきましては、各団体からの要望に応じて町営プールやサッカー場の建設を実現してきましたし、これからもご利用いただいております団体や指導者のかたがたの意見に耳を傾けてまいりたいと思います。

隔週5日制導入以後、施設の利用者、スポーツ少年団の加入者、各講座への参加者については特に大きな変化は見られませんが、休日が充実したことは、自ら考え自主的に行動する力をつけるよい機会であります。各家庭においても、子どもたちと豊かに過ごすことができる時間として、さまざまな配慮をお願いをするしだいでございます。

次に心の教育の取り組みについてであります。宗像議員からご指摘がありましたとおり、中間報告で心の教育の重要性、学校、家庭、地域が三位一体となって取り組む必要性が提言をされたことを受けて、文部省は施策の充実を図るため教育改革プログラムを改訂し取り組む考えでございます。人間としての在り方や生き方を根本から問いかける心の教育はいつの時代も大切なものでございますが、今あらためて課題とされているのは、子どもの生活する環境が人間性や道徳性を育てにくくなっているからであります。

当、町議会においても最近の少年非行の状況の背景に、心の教育の充実のご質問をいただいておりますが、教育委員会といたしましても、その方向で取り組みに意を注いでいるところでございます。家庭におきましては、子育てに不安を持つ親が増えております。子どもたちに他人を思いやる心や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる豊かな心は幼児期からはぐくむことが大切でございますので、家庭におけるしつけなど家庭教育の見直し充実を柱に、学習機会と情報の提供、相談などの機会を増しておるわけでございます。

また地域では、恵まれた自然を生かした豊かな体験活動、郷土を愛する心をはぐくむふるさと教育、地域の特性を生かした環境教育、望ましい人間関係をはぐくむボランティア活動、豊かな感性をはぐくむ文化・スポーツ活動などを充実するため、地域の団体や人材など地域力の発揮、協力を拡大させていただきたいものと考えております。更に学校におきましては、生きる力の育成とゆとりある学校生活、子どもの悩みを受け止められる体制作りなど、学校が心を育てる場となるよう改善、充実に努めてまいります。

幼児期から発達段階に応じた心の教育を統合的に推進するためには、学校、家庭、地域がじゅうぶんに連携し、互いに補完し合うことが大切でございますので、加えて行政や関係機関、団体など、それぞれの役割を果たしながら一体となって、取り組んでいかなければならないと考えておりますので、連携を強め機運の醸成にも努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくご指導ご理解のほどをお願い申し上げます。

[教育委員長 高久教雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 14番、宗像 一君。

14番（宗像 一君） ご答弁で、本町の取り組みのようすが分かります。ご回答によりますと1点目の答弁としては、主要に取り組まれても、私はなにか5日制の導入以後施設利用者も、また少年団加入の、また各講座を開いての参加者がそんなに変わらないというふうにうけたと思いますが、学校週5日制の趣旨がじゅうぶんに理解されていない。親たちに理解されていないのではないかということが、一つの問題ではなからうかと、そこでその呼び掛け工夫がされ、それに対しての呼び掛けといたしますか、そういったものですね諸行事の内容とかそういうピーアール関係の取り組みが、どのようなかたちで行われているかということで、まず1点お聞きいたします。

それから2点目の心の教育も相手があり、非常に幅の広い問題でありまして、ご答弁でも家庭教育を重点にして取り組まれていると、また、各それぞれの団体とも連携をとりながら進めるというご回答でございまして、心の教育もほんとうにたいへんなものだと思うわけでございますが、私も昨年屈足中学校開校50周年の協賛会事業、3年もの歳月で同窓会、PTAまた教職員と一体となって進めてまいりました。その節はおおぜいの各皆様のご支援ご協力を賜りまして。厚くお礼申し上げますでございます。

その進めの中で非常に残念に思ったことは、母校、いや郷土に対するその愛情と申しますか、愛着心が若い人へ移り変わっていくほど薄く感じると思ったんです。自分の育ってきたすべての人、物事に対しての感謝する心と言いますか、受け継がれてきたことに対して、後に残そう、またつないでいこうというその思いがですね、今の子どもたちにどのくらい伝わっているのかということで、非常に思い出されたわけです。

書籍や年寄りが語り継ぐだけではですね、これからどのようになってくるかということで心配されたわけでございます。今、学校週5日制の休みを利用してですね、なんとかこの50年間の歩みを教師と生徒がですね取り組んでいただきたいということも、学校長やPTA会長にも申し入れしたんですが、それも時間的な余裕がないということで応じてもらえなかったわけでございます。したがって生徒はですね、式典に参加し記念品を与えてのみで終わってしまってますね、手作りによる行事というのでできなかったのが事実なんです。そんなことからですね、若い後輩の出席率も悪く、また友愛の精神と申します同期会の集まりもない現状で、果たして仲間意識の高揚、また心と心のつながりを見い出すことができるのだろうかという心配がされました。

そこで、地域同窓会の記念事業はですねこれから先もいろいろな意味で教育活動の中に取り入れるべく大切な行事だと思います。縦のつながりの中で協力しあう、また心を養うための大切な場でもあると思うわけでございますが、このような行事こそ採り入れてですね、この指導をどうやって行くというかたちで、少してこ入れする必要もあるのかと思われたわけでございます。

そこで質問の2点目としてですね、これからの学校教育の活動の中でですねどのよう

に採り入れていかれるかと、また、教育委員会の受け止め方はどのように考えているかということでお伺したいと思います。

次にもう1点、これから学校完全週5日制が実施されますが、教育機関だけではもう頼ることのできない限界があると思います。行政はですね、さきほどの話によりますと、いろいろの家庭教育、地域教育の強化も進めていくということでございますので、そのあれは分かりますが、ひとつ家庭教育力だとか地域教育力の強化を進めていくと同時に、相互作用の進めもですね必要でなからうかと思われるわけです。

そこで家庭においては思春期の子どもに対するためのノウハウを、家庭に教えるための手立てもしなければいけないでしょうし、また、相談機関であるカウンセリング、これは教育機関とは別なところで気楽に相談のできるような手立てもしてあげてはどうかと思うわけでございます。

また地域においては、おじいちゃんおばあちゃんからの学ぶものもたくさんあると思います。特技、伝統伝授など、町民大学に参加をさせて学ぶための手立ても必要でなからうかと、またボランティア活動の関係にしましても、その小さいころからの取り組みとしてですね、もっと親といっしょに町内のごみ拾いをするとか、施設の清掃また障害者、老人との触れ合いを持たせると、この自然の特色を生かしたことも考えながらやっておるということでございますが、ひとつそういったことで、いろいろとたいへんな問題があるというふうに思われます。

また学校ではですね、日々の教育活動の中で学校外でのいろいろなことをですね、言葉だけではなく体験による経験をさせて興味や期待感を持たせると、それを生活の中で自ら本人が働きかけることのできるようにしていきたいなと、理想になるかもしれませんがそういったかたちの取り組みを、やはりしなければいけないのでなからうかと思うわけでございます。子どもたちが、今、なにが大切なのかと、またなにを訴えているのか、もっと地域や親たちにそういった問題を提起してですねいっていただければと、いくべきだとも思うわけでございます。

そこで地域に備わっている感謝の気持ちの大切さが分かり、自慢できる新得町という新得町独自の意識が高まると思われませんが、そこで3点目として学校教育力の強化をはじめ、家庭教育力、また地域教育力の強化に教育委員会として受け止めはいかがかとお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） 幅広くご質問をいただいたところでございますけれども、この隔週の5日制につきましては、全国規模でということで、今、取り組んでいるところでございまして、1人教育の現場だけでなく、今おっしゃられたとおり社会的な仕組みの中でもですね、企業がお父さんを開放するとか、ということも含めて取り組みをしていかなければ、効果が現れない部分でもないかなというふうに思っているところであります。

まず1点目のお話としまして、ピーアールの方法ということでございましたけれども、折に触れてしてきているわけでございますけれども、5日制そのものについては一定程度理解をされているのかなと思っております。それぞれ家庭の中でも、有意義に休日を利用するということがアンケートをとりますと、実績としてでてきているようでございますので、そういった面から見るとそれなりにこう理解をされているなというふうに判断をしております。

また心の教育の部分でございますけれども、確かに今の若いお父さんお母さんが愛校心が薄いのではないかとかのご指摘もあったところでありますけれども、私自身も自分たちの子どもを見てもそんな気がしないでもありません。この辺はいろいろとあるのかなというふうに思ってますけれども、やはり今までそういった部分に活動がじゅうぶんでなかった、その結果の現れでもあるのかなというふうに理解をしているところでありますけれども、私どもといたしましては、できるだけ学校教育ももちろんでございますけれども、地域の中でもそういう場を広げていきたいというふうに考えているところでございます。

具体的なこと若干申し上げますと、今年につきましてはできるだけ親子の町民大学講座を増やすことも考えた中で、地域のいろいろな場をお借りをすると言いますか、そういうかたちも仕組んだところであります。馬の関係、カヌーの関係あるいはソバの関係、できるだけ地域のそういった施設だとか人材の活用を採り入れていこうということで考えたところであります。また、ボランティアの活動におきましても中高校生が主でございますけれども、わかふじ寮さんでそういうサマースクールしてみて、冬には別の冬のスクールを開いておりますし、それぞれの学校の中でもそれぞれの特色ある教育活動っていう中で、ボランティア活動っていうのが相当具体的に入って来ているなというふうにも理解をしているところであります。

これからもぜひですね、そういった機会を多く地域の、また学校でも採り入れていくようにして、心のつながりあるいは郷土に対する理解といいますか、そういったものを強くしていくように、いろいろな機会を通じて計画をしてまいりたいというふうに考えているところですので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をいたします。11時15分までとさせていただきます。

（宣告 11時01分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 11時16分）

議長（湯浅 亮君） 14番、宗像 一君。

14番（宗像 一君） たいへん幅の広い教育の問題、心の問題に対して、取り組みや回答をいただきまして、ほんとうにたいへんな中だと思われま。ひとつもう一点は私の言いたいのは、それぞれ社会教育団体とか体育団体とかずいぶん登録されているわけでございますけれども、そういった人たちの団体長をですね、意見聞いてみるということが一番大切なことではなからうかと、そしてそういう中でどういうふうにしていったら見い出すかということ、ひとつ考えられてはどうかと思うんですから、最後にその点のことを述べさせていただきたいと思ってますんで。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） お答え申し上げます。おかげを持ちましていろんな団体のお力をお借りするというのも、大きな柱に考えておりますので、ご意見のほうも承ってまいりたいというふうに考えております。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

[2 番 菊 地 康 雄 登 壇]

2番（菊地康雄君）

1．農道空港の多目的利用について

2点についてご質問いたします。まず1点目は農道空港の多目的利用についてということであります。国内において他に先んじて開港して以来7年が経過したところでございます。道内でも新得に続いて、余市、美唄、北見と次々と開港をいたしました。最も取り組みの早い我が町の実態として、平成9年度の決算報告を見ても計画の回数をフライトしていないし、飛行機に積む意義の薄い重量農産物も運んでキロ数を稼いでいるように思われています。

かたくなな姿勢に徹してきた運輸省も規制緩和の流れの中にあり、そろそろ利用目的を正式に変更してもよい時期にきているのではないかなと思うところであります。新規事業に対しては北海道の時のアセスが話題になっている現在、現状で進めている事業についても、内容変更すべく先導役として関係市町村と連携をとり、時代のニーズにあった利用の方法を中央により強く要請すべきだと思っておりますけれども、町長の意向をお伺いしたいと思います。

2．名木指定制度のその後について

2点目は名木指定制度とその後についてであります。15本程度指定されておりますけれども、指定された名木の保存状態と、最近の指定の状況、今後の展開についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

[2 番 菊 地 康 雄 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。農産物の輸送の効率化を目指しました農道離着陸場の事業は、昭和61年に全国的に構想され策定されたのでありますが、今日の陸送トラックの予冷あるいは保冷の技術進歩によりまして、小型飛行機による輸送手段の事業展開は非常に困難を極めているのが現状であります。

本町のこの施設は道営事業で平成4年に完成いたしまして、翌年、町は道から財産譲与を受けたものでありまして、補助事業の条件に、補助金の交付された施設はその目的に添った利用を遂行する義務があるのであります。

したがいまして、国や道から指摘されている最低許容回数を最少の経費でフライトさせ、本町の農産物の新鮮さ、また安全性のPRを主体に活用いたしているしだいでございます。その他の活用といたしましては、森林のやそ駆除、山ろく地帯の高圧電線のパトロール、空中撮影等に農道空港を利用いたしているところであります。

最近になりまして、農産物輸送の合間に多目的に利用するのはかまわないとの規制緩和になりましたので、昨年町内の各種団体、農道空港周辺住民のかたがたに多目的活用に関する町民の意向調査を実施したところ、スカイスportsや遊覧飛行等の意見が調査の主流を占めているところであります。

しかしながら、当該施設の用地は農業振興のためにということで、地域のかたがたか

ら取得した経過もありますので、まず地域のかたがたに多目的利用に活用することのご理解をお願いいたしましたところ、幸い本年4月に地域のかたがたから条件付きで多目的試験飛行の賛同を得たところであります。

また先ごろ、北見市で開催されました全国8地区で構成する農道離着陸場懇話会の総会に私自身も出席をいたしまして、施設の多目的活用状況を協議してきたところであります。今後も、地域や町の活性化になり得るような、多目的活用を地域のかたがたともじゅうぶんに話し合いを行いましてご理解をいただくとともに、全国の農道空港所在市町村と足並みをそろえて、引き続き国に対しまして規制の緩和を働きかけていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 教育委員長、高久教雄君。

[教育委員長 高久教雄君 登壇]

教育委員長(高久教雄君) 菊地議員のご質問にお答えをいたします。平成9年に指定名木21か所44本について樹木の健康診断を実施いたしまして、この結果、病虫害の発生と腐食により胴枯れの進行が見られ外科手術を必要とする桜が2本、殺虫、殺菌を必要とする桜が19本と判明をいたしました。

本年度は北新得墓地の桜について、外科手術と殺虫、殺菌、それから佐幌小学校の桜については、殺虫と殺菌を実施するべく進めておるところでございます。今後も定期的な巡視を行い、個々の状況を見ながら対策を検討してまいりたいと思います。

また、指定状況については昭和63年に15か所35本を指定いたし、平成7年には8か所11本を追加指定以後は指定はしておりませんが、本町として広く価値が認められるものについては、今後もその保存について検討をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

[教育委員長 高久教雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 2番、菊地康雄君。

2番(菊地康雄君) まず1点目の農道空港についてですけれども、過日もヨサコイの練習に使ったということで、北見の空港が多少問題になっているようなきらいがあります。新得で問題になったという話は今のところ聞かないので、そのやり方が適切であったのかなという気がするわけですけれども、今回、運輸省の規制緩和の方向がですね、直接どのようにこの農道空港にかかわってきているのか具体的にお知らせいただきたいのと、それから今、地域のかたがたとの最初の土地取得の絡みからいつの条件付きというお話がありましたが、この条件というのはどういう条件なのか。また、この農道空港を多目的に利用するに当たって、その限られた一部の、言葉に語弊があるかもしれませんが、限られた一部のその地域のかたがたの意向と、全町に対しての意向とのバランスというんでしょうか、その辺も考えながらの条件付きというのがどういう意味なのかというのが1点。

それから、この多目的利用を進めていくために、当面、国に対しても不可欠な部分というのがどこの部分なのか。それから、聞くところによりますと、民間のほうでもって多少動きがあるようであります。例えば今、航空会社に対して委託しているものを、一民間に委託すれば安上がりになるのではないかと、今、町内では行っていないスカイスportsもですね、なにか新得の気流が日本で一番いい上昇気流で、滞空時間の日本記録が新得で出ているという話も聞いておりますので、あるいはその方面でのメッカにな

るような気がしないわけでもないんですよね。それで受け入れ態勢さえあれば、本拠地を新得に持ってきてもいいというような話も聞いているんですけれども、それに対してですね、内々にはいろいろなことができるでしょうけれども、表向きどのような条件が必要なのかお聞かせ願いたいと思います。

それから名木の指定制度ですけれども、最初に指定したところから見ると相当に木が傷んでいるような気がしますし、それから町で知らないうちに木がなくなっていたという話も聞くわけですね。それで、その辺の管理の状況と、それから今、この名木ということで木というものに限定しているわけですが、このあいだも新聞にも何回か報道されましたように、例えばオオバナのエンレイ草でしたら広尾で有名になった以上の群生地がある。あるいは、ミズバショウの群生地がある。

それから昔、新得は柏の林で覆われていたという話を聞きますけれども、その昔の面影を残す柏の残っているところが何か所かあるということで、名木に限らずですね、この全町公園化というものも踏まえて、昔の面影を残すもの貴重な自然を残すものとして、小さな地域指定を名木という名前にはふさわしくありませんけれども、名称というんでしょうか名所というんでしょうか、そういうものまでも範囲を広げていく必要が、今、出てきているのではないかなと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 前段の農道空港の問題につきまして、私のほうから答弁をいたします。農道空港の問題につきましては、せっかくあれだけの大きな投資をいたしましたし、将来の農業振興という大きなキャッチフレーズのもとにスタートしたわけですが、全国的に見て極めてこの農業振興だけで、この農道空港をとらえた場合には無理があるということが、全国的な農道空港の利用以後に具体的にになってきたわけでありまして、

したがって国としても、ある程度の規制緩和というのはやむをえない処置ということで、さきほど申し上げましたように基本的には農産物の輸送が大目的でありますから、その目的を阻害しない範囲で多目的活用をすることについてはゴーサインが出ていると、ご理解をいただいでよろしいのではないかと、このように考えております。

そこで私どもも、今、本町の農道空港が現状のままの利用では、これはやっぱり国に対してあるいは道や町の予算でもってやっているわけですから、それに対して申し訳ないという気持ちを持っております。したがってせっかくのその農道空港というどこにもない施設を、どういうふうに使いきっていくかということが、今、一番求められていることだというふうに思っております。

そこで、北見でおとがめが道のほうからあったということではありますが、これは私はおとがめすること自体がそうした規制緩和された以後でありますので、ちょっと的外れではないかと、むしろ道の担当する人の特別な個性が出たコメントだったのではないかと、そのように受け流しております。

また、地域との関係でどういうふうな経過があったのかというふうなお話だったかと思えます。これは農道空港を作る場合には、あくまでも当時の考え方としては農産物の輸送であると、したがってそれがひいては農業振興に結びつくものであるということが大前提であったわけでありまして、それが農地を取得する際の一つの条件といたしまししょうか、あるいは地域としてもそういうふうな受け止め方をして、あの農道空港が出来たわけでありまして、

しかし、ただいま申し上げましたように、その目的をある程度変えて多目的にしてい

くとすれば、当時の状況と今の状況がかなり変わってきておりますので、そういう面でのコンセンサスが一つには必要ではないかと、それと今日まで地域のかたがたと話し合いをしてきた経過の中では、非常にそうした面が大きく理解をされてきているとこのように考えてきております。

そこで例えばそういうスカイスポーツをやってトラブルが起きた場合に、これは加害者と被害者の関係になるわけでありますから、その際には町がきちっと中に入ってですね、そういうトラブルというものを円滑に処理できる条件を整えば、そういうスカイスポーツも含めてもよろしいのではないかという状況になってきております。

それから国に対する不可欠の条件というお話ございました。これは本来目的を全く変えてしまうということは、補助金の適正化法との絡みがあって、これはできない相談であります。したがって無理をしない範囲で農産物を輸送させながら、それ以外の場面ですね、いわゆるいろいろな多目的活用をして地域振興はもとより本町全体ですね、活性化に結びつくような活用を積極的に考えていきたいと、このように実は考えております。

最近に至りまして、グライダーの操縦の免許を持っているかたがたの愛好会といいましょうか集団がございます。任意の集団でありますけれども、その代表するかたから新得の農道空港は地の利から見ても、また、ただいまお話ありました上昇気流、これは数年前に上空7千メートルまでの上昇気流があったということでありまして、これは国内でこれだけの上昇気流を持つ場所はないと、したがってそのスカイスポーツ、特にグライダーをこの町で展開していくには最良の場所ということで、たいへんこの積極的な話が町のほうへ伝えられております。

したがいまして、私どももその話を前向きで受け止めながらですね、これを受け入れる方向で検討していったいいんではないかと思っております。

その際には、やはりそうした使い方をすることに対する、やはり過去の経過から見て地域住民のかたがたの、やっぱり一定の理解を求めていくことが必要だと。それからまたそれを受けるに当たってはですね、格納庫の整備ですとか、あるいはそのエンジンの付いてないグライダーについてはウインチの施設を持たなければ引き上げられないようでありますので、そうした新たな財政投資というものも出て来るのではないかと、その辺をじゅうぶん考えながらただいま伝えられている同好会のかたがたと、より前向きに話を進めていきたいとこのように考えております。

あの施設をどういうふうを活用していくのかということとは、長年の懸案の課題であったわけでありますけれども、ただいま申し上げたような非常にいい話が本町に伝えられておりますので、ぜひこれを生かしていきたいと思っております。その中には、日本のグライダーの草分け的存在の人たち、あるいはそのパイロットとしてリタイアした人たちだとかですね、いろいろな人脈があるようでありまして、かなりの将来的には規模で、本町がそういったメッカに成り得るですね非常に大きな話でありますので、慎重にしかも地域の理解を求めながら、そしてまた町としてもそんなに大きな財源の投資をしないでですね、新たな新得町の活性化の方向をぜひこれによって目指していきたいと、このように考えているところであります。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） お答え申し上げます。名木の指定につきましては、新得が森林の町というようなことありまして、名木をなんとか残していこうかというようなこ

とが指定の発端ではないかなと思っております。現在、桜あるいは柏とか、樹種でいきますと14種類ほどのものになってございまして、そのうち民間にかかわる指定が11か所でございます。

いろいろ指定の段階におきましては、その所有者の皆様がたと条件関係が出て来るわけでございますけれども、いちおう保存期間については20年ってことでお願いをしたいというようなお話をしてですね、看板を立てさせていただいているってなことでございまして、管理につきましても個人の財産てなこともございましてですね、ゆくゆくこのいろんな延命策って言いますか、そういった対策上大きな課題になるなということでおさえられているところございまして、現在手を付けている部分につきましては、それぞれ町が管理をできる範囲っていいですか、そういった中でいろいろ優先順位を付けて、手を付けたというようなことでございまして、管理、傷んできていることが多くなっているということでもご指摘があったわけでありますので、できるだけ私どものほうでもこまめに巡回をしながらですね、また所有者のかたともそういった面でのお話をしながら、できるだけいい保存ができるように研究もしていきたいなというふうに思っています。

また、木以外のことのお話がございました。さきほど話してましたオオバナのエンレイ草だとかミズバショウというお話もありましたけれども、新得町の歴史上やはり価値のあるものとして残していくことも大事だなというふうに考えておりますので、折を見てですね検討していくというふうにしていきたいと思っております。将来的には新得町の文化財というかそういう扱いになるものかなというふうに思いますので、条例制定等も含めながら検討してゆくの、適当なことかなというふうに考えております。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） 流れとしてたいへんいい方向に、速い流れになっているような気がいたします。それでそれが順調に行くか行かないかはですね、それを受け入れる地域の人たちの考え方ひとつかなという気がするわけですがけれども、今までの地域との懇談とをしてみると、閉鎖された中での懇談、ほんとうにその地域的な懇談ということでありまして、これからこの話を進めていくときにですね、ぜひその地域との話し合いが町を代表する話し合いなんだという意味をじゅうぶんに伝えていただきまして、表に出たかたちの話として町の中に広めていただければ、また受け入れる地域の人たちの意識も変わってくるでしょうし、もっと前向きないい話も出て来ると思いますので、ぜひそのような方向になりえないかどうかお聞きしたいと思えます。

それから2点目の名木のほうですけれども、例えば木が傷んできたからそのときに、こうその木の殺菌をしたりいろいろ手を加えるということも当然あたりまえのことですけれども、町内には自分の庭いじりでもってその辺の専門家がたくさんいらっしゃると思いますので、定期的な委託をするというかたちでですね、人間でも今は予防医学というほうにだんだん重点が移ってきておりますので、ぜひそのだめにならないような管理の仕方を徹底していただけるように、考えていただきたいと思うわけですがけれども、その樹木医制度のようなものを独自に導入できないかどうかお聞かせ願いたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 今回の農道空港を利用したグライダーの全道的なメッカにしていきたいという話は、非常に私どもありがたい話と実際受け止めておりまして、もしこれがそういう方向が進んで行くとすれば、ある程度のそういう操縦士の同好会のグループが集団で本町に移転をしてきたいと、そしていろいろな情報発信をしながらですね、

グライダーのほんとうに名実ともにメッカにしたいという意気込みであります。

それだけに、私どももこれを極めて積極的に受け止めてですね、その話を地域に伝えながら、なんとかそのひとつの方向を見い出していきたくと。それに当たりましては、私自身がですね地域に出向いて皆さんがたと率直な話をしてみたいと考えております。そしてぜひともそういう合意をいただけるように努力をしていきたくと考えております。そんなところでよろしいでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） お答えします。現在この外科療法といいますが、治療をしているのは造園屋さんでございまして、それなりに実績を持っているかたでないかなというふうに思っております。ただいま、ご指摘がありました樹木医制度も、帯広には何人かいらっしゃるようでございますので、いろいろそういう方法もあるというふうに思いますので、いろいろ検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をさせていただきます。1時からとさせていただきます。

（宣告 11時45分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 13時02分）

議長（湯浅 亮君） 6番、広山麗子君。

[6番 広山麗子君 登壇]

6番（広山麗子君）

1、介護保険サービスの基盤整備について

介護保険サービスの基盤整備についてをお伺いいたします。平成12年度公的介護保険制度を目の前にして、平成11年度を目標としている新得町老人保健福祉計画のサービスの実施目標やケアハウス等の施設整備、ホームヘルパー等の人材の確保目標などは今日までの進ちょく状況では、平成11年度達成が困難かと思われるのですが、このことについてどのようにお考えですか。

また、在宅介護支援センターが設置されましたが、機能や運営方法など介護保険制度の中でどう位置付けをしていくのでしょうか。

次に、新得町老人保健福祉計画の目標にない介護保険対象としているサービスの基盤整備等についても、今後に向けて必要と思われますがどのように対応されていくのでしょうか。町長の考え方を伺いいたします。よろしく願いいたします。

[6番 広山麗子君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

はじめに、老人保健福祉計画につきましては、平成11年度を目標年次に逐次整備を

図ってきたところでありまして。昨年12月の定例第4回におきまして、広山議員のご質問に対しまして平成9年度半ば時点での達成率は、およそ60パーセントとお答えをしたところでありまして、平成11年度の目標年次には80パーセントの達成率を見込んでいるところであります。

目標年次までの施設整備では、高齢者向け町営住宅の建設、平成9年度では34戸、10年度におきましては4戸、11年度におきましては6戸それぞれ建設をしてまいりました。また、既存施設を活用した在宅介護支援センターの開設、平成11年度には拠点となる保健福祉センターの開設をそれぞれ予定をいたしております。

人材の整備ではホームヘルパーの増員、栄養士等の配置を予定をいたしております。

サービスの提供ではC型デイサービス事業、保健福祉センター内で実施を予定いたしておりますがその事業を新たに実施するほか、給食サービスの回数の拡大、入浴サービスや訪問指導の拡大などを行いまして、目標に向けて努力をしていきたいと考えております。

この老人保健福祉計画は介護保険事業計画の策定とあわせて、平成12年度までに見直しをする予定であります。今年度、高齢者の実態調査を行いまして、平成11年度には具体的な計画作成を行いますので、この見直し作業の中で未達成部分を含めて検討していきたいと考えております。

次に在宅介護支援センターにつきましては、在宅介護の総合的な相談窓口といたしまして、今年度から役場内に暫定的に開設したところでありまして。介護福祉士や保健婦による面談相談や訪問活動のほか、老人ホームひまわり荘による休日、夜間の24時間受け付け電話相談を実施し、高齢者や家族のかたに対して必要な情報の提供や助言を行い、サービス利用手続きの支援や、サービス提供機関との調整を行うことにいたしております。

また、介護機器、用品の展示コーナーも設置をいたしまして、介護機器の普及あるいは利用促進を図るほか、機器選定のアドバイスや使用方法の説明、指導を行うなど、介護が必要なかたが安心して在宅で生活できるよう支援してまいりたいと思っております。

このような在宅介護支援センターの機能を果たすには、サービス提供機関や地域住民との連携が必要でありますので、在宅介護相談協力員を34名配置をいたしまして、高齢者やその家族のかたを地域で支えるという意識作りと、体制作りを図りながら運営してまいりたいと考えております。

最後に、老人保健福祉計画に盛りされていない介護保険の基盤整備といたしましては、老人保健施設、訪問看護サービス、痴ほう老人グループホームなどがございます。老人保健施設は、広域利用の整備を図るため、西部十勝4町を対象とした施設の建設が芽室町で進められております。訪問看護サービスにつきましては、医療機関による訪問看護や訪問看護ステーションの広域運用によるサブステーションの設置などを検討してまいります。痴ほう老人のグループホームにつきましては高齢者が共同で生活を共にするものであり、利用の需要がどの程度見込まれるのかじゅうぶんに把握した上で検討する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、今年度から着手いたします介護保険事業計画の策定作業の中で、住民ニーズやサービス必要量の調査、把握を行いながら基盤整備の在り方をつめてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 6番、広山麗子君。

6番（広山麗子君） 介護保険導入に向けてのたいへんな準備作業があるかと思われ
ますが、そのご苦労に敬意を表したいと思ひますし、今後の調査や介護保険事業計画策
定されていく中で見直しをされていくということなので、安心して生活できる基盤整備
に期待をしていきたいと思ひます。

そういう中で在宅介護支援センター設置されたわけなんですけれども、予定される保
健福祉センターのやかたの中にあっても、この在宅介護支援センターは核としての重要
な役目にあると思ひますし、24時間体制で相談を受けて調整をするわけなんですけれども、
その調整をした中でサービスにつなげていくためのものであると思ひます。ですから
在宅介護者を支援していく大きな支えになるところが、この在宅介護支援センターだと
私は思っではいるんですけれども、そういう中でサービスがどれだけ確保されているか
によって、介護支援センターの使命が活かされていくと思ひます。相談を受けて調整
しても、サービスに向けていかなければこの役目を果たしていかないと思ひますね。

そういった中でそのサービスにつなげていくために、行政の無償サービスだとか有償
サービスなどのシステムを含めて、高齢者がいつでもどこでもだれでもが必要とするサ
ービスを利用できるように、この介護保険制度においては選べるような整備をしていく
ことが必要だということをおっしゃっています。それで週1回の、今、町のデイサービスで
は週1回ですけれども、ほかの日に見てくれるところ預かってくれるところを必要とし
ている本人、また家族の声だとか、後、行政サービスの中で休日、そして祭日、夜間の
サービスがなく介護者も高齢で不安を感じている。介護援助者が欲しいという声も挙げ
られております。

そういう中で地域におけるグループホームって言うのかしら、日帰りグループホーム
って言うのか、ミニのデイサービスだとか託老所ともおっしゃっていますが、そういったと
ころが必要ではないかなと思ひます。また昼間の時間帯のみでなくて早朝そして夜間
など利用できる巡回サービスなど、24時間のヘルパー制度の対応も必要ではないかな
と思ひます。そういった中で住み慣れたこの町に安心して住み続けられる体制作り
に向けて、どのように考えておられるのかお伺ひしたいと思ひます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。ただいま広山議員ご指摘のように、やは
り住民のかたがたがそうした面で将来に向かって安心して進める体制作りを、行政の立
場というものを進めていくということは、これは極めて大切な問題であります。基本的
には今年の秋に保健福祉センターが、来年の秋に完成をいたしますので、センターに置
きましてそうした痴ほう老人を重点といたしましたサービスを提供する計画で今いるわ
けでありまして、基本的にはこの中で対応していきたいと思ひます。

ただこれから高齢者のかたがたの利用にかかわっての、実態調査というものも進めて
いく予定でありまして、そうした中でただいまお話のあったニーズがどれだけ出て来る
のかということによって、その対応の仕方も変わっていくのではないかとそのように考
えております。

今、具体的に広山麗子議員のほうからご提起のありました地域におけるそういうその、
ミニのグループホーム的な存在が必要なのではないかと、これは正に保健福祉センター
での運営と合わせて、それを補完する意味でそうしたものも必要性があるのではないかと
私自身も考えております。

いずれにいたしましても、さきほど申し上げましたそういう該当者のかたがたの需要調査の結果、その必要度を判断をしていきたいと思っております。そしてまた、地域の中でそういうふうな条件整備ができるところについてはですね、そうした方向を目指す努力もしていかなければならないのかなとそのように考えてます。いずれにいたしましても、調査の結果によってそれから先の対応について、検討していきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 6番、広山麗子君。

6番（広山麗子君） 今、ご答弁にありましたように調査をする中で大幅な見直しをされて、ほんとうに住み慣れた地域に安心して住めるような状況作りを、ぜひお願いしたいと思います。

それで保健福祉センターの中に、デイサービスの創設の中で対応していきたいということですけども、町のデイサービスの回数が大幅な受け入れ態勢ができればこれにこしたことはないんですけども、家族のかたが感じてらっしゃるように、毎日通所というかたちにもならないのではないのかなと思うんです。それで24時間365日介護されている家族のかたにとっては気の休まる時がないということで、たいへんな思いをしながら先が見えない介護をずっと継続されていらっしゃるわけなんですけれども、ほんとうに要請として日中見てくれるところ、預かってくれるところが欲しいという強い要望の中でね、家族の負担軽減そしてお年寄りの、痴ほう高齢者ばかりでなく一人で住んでいらっしゃるかた、そういったかたのお年寄りの孤独感の解消、そしてまた予防対策からも早期発見、早期対処につなげていくためにも、お年寄りがほんとうに身近なところに出かけていける、そういった地域で支えるミニのデイサービスって言うのかしら、託老所って言うのかしら、そういったものがぜひ必要ではないかなと思うんです。

そういった中で新しい施設を建てるのではなくて、空き家だとか既存の施設を利用しながら、より近くでサービスが受けられる住民参加の福祉サービス、福祉システムを地域で作り上げていくことも必要ではないかなと思っております。

そういういろいろなお話をできてはいるんですけども、地域が、またそういうことを感じたものが、すべて住民が知恵も力もお金も出すには限界があります。こういうことはほんとうに必要なことだと思っても、すべて出し切るかたちはなかなか乗り切れない、そこで終わってしまうケースが多いんですね。そういった中で地域住民行政が一体となって在宅福祉サービスシステムを作り上げていくためにも、行政の支援体制がこれからは必要になってくると強く感じております。このことはもう既に他町村においても行政支援を受けながら民間の社会福祉法人だとか、社会福祉協議会などがもう早くから取り組みをされているところがたくさんあるわけなんです。そういったことも合わせて、人材育成も含めた中で、今後に向けてぜひ進めたいシステムでありますので、そういったことに対してどのようにお考えになっておられるのか、最後にお伺いいたしまして終わりにしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいまのご質問はきっと公的な保健福祉サービスと、あるいはまた介護保険とそれに適合しないはざまにある人たちの福祉サービスを、どうするのかという視点でのお話だったかと思えます。

これは非常に大事な問題でありまして、保健福祉サービス、あるいは介護保険による

公的な部分でのサービスというのは、どうしても限度が出て来るだろうと考えております。それを補完しながらですね、住民のかたがたがそうした福祉サービスに安心のできる体制というのは非常に大切なことだと考えておりました、さきほどもお答弁申し上げたかと思っております。それで地域の住民の皆さまがたのいろいろなかたちでの、このご協力というものが、その際にはきっと必要になってくると考えております。その際には、やはりサービスの提供を受ける側がある程度有償の負担をしていただきながら、それに伴う施設の整備、その他の条件整備については、町としてもやっぱりそれは支援をしていかなければならない部分だと考えております。したがって行政と住民の皆さまがたのご協力ですね、双方の協力が相まってこれらの事業が円滑に推進できるものと考えております。そうした立場でこれから進めようといたしております、この需要調査の結果の上に立って必要な手立てを講じていきたいと、このように考えておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 1番、吉川幸一君。

[1 番 吉 川 幸 一 君 登壇]

1番（吉川幸一君）

1、高規格幹線道路インターチェンジについて

一般質問の進行状態が午前中で終わりそうなムードで、私もその気持ちを高めて「よしハッスルするぞ」と午前中は思ってたんですけども、お昼御飯を食べてしまってから急に萎えてしまいました。ま、つかかかるともしれませんが、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

平成10年定例第2回の一般質問に1点、高規格幹線道路インターチェンジについてお伺いをいたしたいと思っております。国幹審の発表で高規格道路インターチェンジは、新得町の近くでは清水とトマムに取り付ける予定でございます。町民の人たちはこのことを周知をされていると思っております。新得町にもぜひインターチェンジを取り付けてもらいたいとの思いは、多くの人々の今でも願っております。町長も新得町としてまた町民の声を受けて請願をされていると聞いておりますが、町としてどのような部署と話し合いがなされているのか、今、現在の推進状態と今後予想される見通しを聞かせていただきたいと思っております。

また、十勝の玄関口として近隣町村との連携を取り合い、新得のインターチェンジをゾーンとして話をしていただければいかなものかなと、インターチェンジをなにがなんでもこの新得町の入り口に付けていただきたい。ご答弁よろしく願いをいたします。

[1 番 吉 川 幸 一 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉 藤 敏 雄 君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。高規格幹線道路夕張清水間、延長79キロメートルに対しましては、平成8年の11月18日環境影響評価にかかわる手続きが完了いたしまして、同年の12月27日、第30回の国土開発幹線自動車道建設審議会、いわゆる国幹審であります、その審議会の議を経て整備計画路線に昇格されていると

ころであります。

その後、昨年12月25日に建設大臣から日本道路公団に対しまして、トマムインターチェンジから十勝清水インターチェンジまでの間、20キロメートルについて施行命令が出されまして、工事着手に向けてその準備が進められているところでございます。

この間、本町へのインターチェンジの設置につきましては、帯広開発建設部、北海道の建設部高速道室、日本道路公団北海道支社などに要請してきたところでありますが、インターチェンジ間の距離の問題、あるいは地形、経済性などの理由から、特に清水インターからの距離が近すぎることから、本町に設置することは出来ないと今日までされてきているところであります。

こうした状況から、本町をはじめ近隣町の住民の利便性、あるいは地域振興上からも、トマムインターまでのアクセス道路が本町にとっては最も大事でありまして、今それを解消する一つの手段といたしまして主要道道夕張新得線の早期整備に向けまして、今日まで運動を展開してきているところであります。

主要道道夕張新得線整備促進期成会といたしましては、広内から串内牧場入口までの間、約15キロメートルにつきまして重点整備区間として採り上げていただいております。今後とも事業主体であります道に対しまして、いっそう積極的に要請をしていきたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 1番、吉川幸一君。

1番(吉川幸一君) 清水との距離も近いということで、新得にはインターは無理だとこのようなお話を伺ってはいたんですけれども、つい最近その遠い隣町が新聞紙上にぎわしたのを見まして、これは私の町にもチャンスが到来したんじゃないかなと、私はそのように思っております。

人が乗り降りしないところにインターが取り付けるのはいかがなものかな、少し国も新得町が努力をしていけば取り付け可能なのではないかと、私はこのように思いまして、今、質問をさせていただいてるんですけれども、JRの新得の駅を通過する通過しないの先人の人がたは、新得に止まらずことに並大抵の努力をされて、そして現在の新得町の姿があり、またサホロリゾート等、また近隣町村の人がたの乗り入れがありまして、その一時は35、6万40万も超えようかっていう新得の駅の利用があったと思うんです。高速道路も、私はこの新得町の入り口にインターが取り付けますと、同じような利用台数が見込まれると私は想像しているわけでございます。首都圏札幌からこの十勝は、なにがなんでもこの新得町にいったんは、その人も車も止めていただきたいこれが私の思うところでございます。

さきほど言いました、道道夕張新得線でございますか。この同時進行も狙っていて、この中には占冠村も高規格も道道の問題もその同じように請願している仲間の町だって聞いておりますから、新得町としても非常にいづい問題はあるかなって私も想像はされておりますけれども、ここはなにがなんでも新得町っていう感じで再度町長にお願いをしていきたいなと思っておりますので、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

町長(斉藤敏雄君) ご承知かと存じますけれども、インターチェンジの設置の決定する機関はいわゆる国幹審でありまして、もう既に今、公表されているのインターチェ

ンジについては、早い時点からそれぞれの地域にインターチェンジを付ける。それ以外のところには付けないということが言われてきておりまして、最終的には国幹審の決定事項として、今ご承知のインターチェンジが確定をしていると。それを確定させませんとそれから先の施行命令が出て、建設に着工できないという問題がございますもんですから、早めですね、このインターチェンジの場所を決めていったというのが今日までの経過だと考えております。したがって、既に国幹審で決定をされたインターチェンジを変えていくということは、これは極めて至難の技だというふうに理解をいたしております。

そのこととは別に、今、国会におきまして高速自動車道国道法との、国道法という法律があるわけですが、それらの法律の一部改正が行われました。これはそのいわゆる民活を利用してですね、サービスエリアですとかあるいはまたパーキングエリアですとか、これを設置することが出来るんだと。それに必要ないわゆるインターチェンジも作ることが出来るというふうに法律改正がなされました。これは今、国会で決まったばかりでありますので、詳しい内容については私どもじゅうぶん承知をできていないわけですが、いわゆるこのお金を出すスポンサーがあれば、新たにインターチェンジを付けてそして管理をしていくということが可能になるわけでありまして。この方法を仮に検討するといたしましても、それでは実際にその民間ベースでそれだけの力のあるところがあるかと考えますと、これもまた難しいものがあるのではないかと、したがって私どもは大事なリゾート地を抱えているわけでありまして、今お話のありましたほんとうに身近な隣のトマムリゾートとのこのアクセス道路としても、非常にそれは重要な課題でありますので、できれば道が私ども町も含めてあるいは民間も含めてですね、なんとかその受け皿となれる方法がないのかというふうな観点で、この新しい法律改正に基づくインターチェンジの在り方について、道のほうともこれから協議をしていきたい。合わせて道路公団のほうにもいろいろな働きかけを、これからしていきたいと考えております。

もう1つの課題といたしましては、主要道道の夕張新得線の開削の問題。これはここ何年間かけて環境調査、その他の調査かなりお金をかけて進めてきております。いずれ近いうちにそっから先どうするかということについての、道の方針が出て来るものと考えております。したがって、この新しい法律改正に基づくインターの在り方と、主要道道夕張新得線の両にらみの中でですね。この問題をなんとか解決できるように頑張っていきたいなと思っております。

ことわざに二兎を追うものは一兎も得ずということわざがありますけれども、この際はあえて二兎を追ってみたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

休 会 の 議 決

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議案調査のため、6月19日から6月21日までの3日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます

よって、6月19日から6月21日までの3日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） これにて一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は終了いたします。本日はこれをもって散会いたします。

（宣告 13時34分）

第 3 日

平成10年第2回
新得町議会定例会（第3号）
平成10年6月22日（月曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第2号）
1	議案第42号	平成10年度新得町一般会計補正予算
2	議案第43号	平成10年度新得町老人保健特別会計補正予算
3	意見案第4号	審査結果について

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

議案第42号 平成10年度新得町一般会計補正予算

議案第43号 平成10年度新得町老人保健特別会計補正予算

意見案第4号 審査結果について

○出席議員（19人）

1番 吉川幸一君	2番 菊地康雄君
3番 松尾為男君	4番 小川弘志君
5番 武田武孝君	6番 広山麗子君
7番 石本洋君	8番 能登裕君
9番 川見久雄君	10番 福原信博君
11番 渡邊雅文君	12番 藤井友幸君
13番 千葉正博君	14番 宗像一君
15番 竹浦隆君	17番 森清君
18番 金沢静雄君	19番 黒沢誠君
20番 湯浅亮君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄	君
教育委員会委員長		高久教雄	君
監査委員		吉岡正	君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木政輝	君
収入	役	川久保功	君
総務課	長	清水輝男	君
企画調整課	長	長尾正	君
税務課	長	小森俊雄	君
住民生活課	長	西浦茂	君
保健福祉課	長	佐々木裕二	君
建設課	長	村中隆雄	君
農林課	長	齊藤正明	君
水道課	長	常松敏昭	君
商工観光課	長	貴戸延之	君
児童保育課	長	富田秋彦	君
屈足支所	長	高橋昭吾	君
庶務係	長	武田芳秋	君
財政係	長	阿部敏博	君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿部靖博	君			
学	校	教	育	課	長	秋山秀敏	君
社	会	教	育	課	長	赤木英俊	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	長尾直昭	君
---	---	---	---	------	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐藤隆明	君
書			記	桑野恒雄	君

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日は全員の出席であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

（宣告 10時00分）

諸般の報告（第2号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 議案第42号 平成10年度新得町一般会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第1、議案第42号、平成10年度新得町一般会計補正予算第1号についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役 鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第42号、平成10年度新得町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2億1,882万2千円を追加いたしまして、予算の総額を84億4,719万4千円とするものであります。

第2条、地方債の追加は、第2表地方債補正によるものであります。

8ページ、歳出をお開き願います。

主なものをご説明いたします。3款、民生費の福祉対策費では平成12年度から介護保険制度導入するに当たり、試験的な養護介護認定を行い、その実務上の課題収集や対応策の検討を行うためのモデル事業と、介護保険事業計画の策定にかかる実施経費をそれぞれ計上しております。また、社会福祉法人厚生協会が屈足地区に建設予定の療護施設につきまして、その施設用地取得費の補助金と、道からの高齢者作業所等整備事業の補助金が付きましたので、屈足上地区ユートピア館での地域コミュニティ活動に対し補助金を計上しております。

9ページ、老人ホーム費では寄附をいただきましたので、入所者用の備品購入費を計上しております。

6款、農林水産業費の農業振興費では水田営農推進事業として旧水田農地の現況確認事務経費を計上しております。農村総合整備事業費では農村地域生活排水支援事業といたしまして、農村地域の生活排水処理計画の策定委託料を計上しております。

10ページ、林業費では当初、有害鳥獣駆除事業補助金を19節で計上していましたが、道からの補助金が受けられるようになったために、委託費に予算を組み替えて計上しております。また、トムラウシ少年グリーンクラブ補助金と民有林振興事業補助金をそれぞれ増額補正しております。

7 款、商工費では寄附をいただきましたので、国民宿舎等整備基金への積立金を計上しております。この結果、年度末現在高見込額は1億4,939万3千円となります。

8 款、土木費では、11ページになりますが、国庫補助事業として採択される見込みとなりました、除雪機械の購入費を計上しております。

10 款、教育費では富村牛小中学校の修学旅行援助費を小学校費、中学校費にそれぞれ計上しております。また、中学校費の学校管理費では、公務補の異動に伴う補正を計上しております。

保健体育費では12ページで、芝生サッカー場の整備費とコミュニティー助成金を受けて、歩くスキーセットの購入をそれぞれ計上しております。

5 ページ、歳入をお開き願います。

1 款、町税は住民税の特別減税に伴う減額補正でございます。

12 款、国庫支出金、13 款、道支出金では、歳出でご説明した事業に対する補助金の補正でございます。

6 ページ、15 款、寄附金では老人ホームひまわり荘用として森山隆氏から、また、観光振興用として株式会社新得観光振興公社からそれぞれ寄附がありましたので補正しております。

7 ページ、16 款、繰入金では今回の補正の財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額補正しております。なおこの時点での財政調整基金年度末残高は4億6,845万6千円となる見込みであります。

18 款、諸収入では歩くスキーセット購入に伴うコミュニティー助成金を計上しております。

19 款、町債では芝生サッカー場整備事業と、特別減税による減収を補てんするため、減税補てん債を計上しております。

また、芝生サッカー場整備事業につきましては、過疎債を予定をしております。なお減税補てん債は、元利の100パーセント、過疎債は元利の70パーセントを交付税に算入されます。

3 ページ、第2表、地方債補正では追加といたしまして、芝生サッカー場整備事業と減税補てん債の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 10ページ、林業振興費の有害駆除事業なんですけど、今まで補助金だったんですけど、今度は委託料ということで、それはいいんですけど、今までがですねいちおう出来高払。捕ったら捕ったものを払うということだったんですけど、今度は委託料に変わりましたそのシステムが変わるのか、それとも全く違うシステムで、例えば狩猟をした場合にお金を支払うのか、それ説明お願いします。

議長(湯浅 亮君) 農林課長、斉藤正明君。

農林課長(斉藤正明君) 当初予算では、過去のですね頭数で300頭ほど予算計上しておりますけれども、それ以上の頭数になった場合は補正で追加していきたいと思っております。過去にも2回ほど追加補正をやっておりますので、委託費としてもそのような措置をしたいと思っております。なお道の補助金については、60万円については限度

額でございます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第43号 平成10年度新得町老人保健特別会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第2、議案第43号、平成10年度新得町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

〔助役 鈴木 政 輝 君 登壇〕

助役（鈴木政輝君） 議案第43号、平成10年度新得町老人保健特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ62万5千円を追加し、予算の総額を9億8,105万4千円とするものであります。

6ページ、歳出をお開き願います。

歳出で1款、医療諸費は財源移動のみの補正でございます。

2款、諸支出金では9年度分医療費の精算に伴う償還金を計上しております。

4ページ、歳入をお開き願います。

1款、支払基金交付金、2款、国庫支出金、3款、道支出金では平成9年度の精算交付額が確定しましたのでそれぞれ補正をしております。

4款、繰入金では今回の補正の財源調整のため、一般会計繰入金を減額補正しております。

5ページ、5款、繰越金では平成9年度の決算見込みにより前年度繰越金を増額補正しております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

〔助役 鈴木 政 輝 君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。
よって、議案第 4 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 意見案第 4 号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第 3、意見案第 4 号、教育予算の増額を求め、義務教育費
国庫負担法を改悪することに反対する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第 4 1 条、第 3 項の規定により、省略することに
いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。18 番、金沢静雄君。

18 番（金沢静雄君） この標題の関係、「改悪すること」を「改める」に変えるん
でなかったのかな。その辺はいかがですか。

議長（湯浅 亮君） 後ほど議事進行の中で諮ります。

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は修正可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

閉 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたし
ました。

よって、平成 10 年定例第 2 回新得町議会を閉会いたします。

（宣告 13 時 14 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員